

(仮称) 子ども未来館整備運営事業
質問回答書

2026年（令和8年）4月22日

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
1	募集要項	9	第2	3	(2)	ア	運営におけるセルフモニタリングの実施は、開館準備期間を除き、運営開始後から実施するものという理解でよろしいでしょうか。	
2	要求水準書	8	第1	10	(2)	ア	セルフモニタリングの対象期間について、「事業期間中」との記載と「設計・建設段階を含む」との記載があるため、設計・建設段階から維持管理・運営段階までを一体で対象とする理解でよいかをご教示ください。	セルフモニタリングは、事業期間中（設計・建設段階、維持管理・運営段階）を対象として実施してください。
3	募集要項	10	第2	4	(2)		「想定浸水深を考慮した構造体」とは、(1)立地条件に記載の津波浸水想定、洪水浸水想定（計画規模）、洪水浸水想定（想定最大規模）のうち、構造計画上どの浸水想定を優先して設定すべきかをご教示ください。	要求水準書p15 第2章 1節 (3)エ「子ども未来館の概要」のとおり、子ども未来館の構造は想定浸水深から、1階のフロアライン（FL）は計画規模降雨の1.0m、2階以上のフロアライン（FL）は想定最大規模降雨の3.0～5.0m程度を耐えることができる（浸水しない）ように設計してください。
4	募集要項	11	第2	4	(2)		延べ面積約5,400㎡について、面積算定の対象は子ども未来館建築本体のみとし、屋外施設（ブリッジ等）及びこれに付随する階段・エレベーターは含まない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	募集要項	11	第2	4	(2)		延べ面積は、建築基準法施行令に基づく床面積・延べ面積の算定によるものとして取り扱う考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	募集要項	11	第2	4	(2)		延べ面積には、屋外の駐車場、駐輪場、その他外構施設は含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	募集要項	12	第2	5	(1)		上限額について、内訳（参考）は、各項目における対価の参考であり、各項目の上限額ではない。と記載されていますが、維持管理運営段階に係る対価として2,500,000千円が上限として毎年度250,000千円の上限が設定されているため、維持管理運営部分の金額を設計・建設段階の対価と全体で調整し提案することができません。総事業費の範囲内で、設計・建設段階に係る対価を維持管理運営段階に充てる事ができるよう変更頂けないでしょうか。	募集要項p12 第2章 5節 (1)のとおり、各年度の上限額内で提案してください。
8	募集要項	12	第2	5	(1)		「次の内訳（参考）は、各項目における対価の参考であり各項目の上限額ではない。」との記載がありますが、一方で「(2)及び(3)に示す各年度の上限額の範囲内とすること。」との記載もあります。「各項目の上限額ではない。」と記載した意図・意味合いをご教授ください。	募集要項p12 第2章 5節 (1)「上限額」のとおり、各業務の内訳は、対価の参考であり上限額ではありません。募集要項 第2章 5節 (2)「設計・建設段階に係る対価」及び同節 (3)「維持管理・運営段階に係る対価」のとおり、各年度の上限額内で提案してください。
9	募集要項	12	第2	5	(2)		前払金・中間前払金の設定額は年度ごとの支払限度額ですか、別途、基準（出来高予定額等）はありますか。	前払金・中間前払金の設定額は年度ごとの支払限度額です
10	募集要項	12	第2	5	(2)		前払金・中間前払金の申請は年度ごとに本プロジェクトの代表企業が行うと考えてよろしいでしょうか。それとも設計・施工のJVごとに行うのでしょうか。	施設整備契約（案）p1 第1条第6項のとおり、グループの代表構成員が行ってください。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
11	募集要項	12	第2	5	(1)		なお書き以降に記載している、2029年度の上限額は、入札時又は施設整備契約書時点での上限額という認識で良いか。また、締結後に追加変更があり対価の総額が上限額を超えた場合には、上限額を超えた分も対価として認められるという認識で良いでしょうか。	2029年度の維持管理・運営業務に係る対価は、供用開始時期の提案に応じた維持管理・運営期間の月数分に月割計算で算出するため、1月供用開始の場合は、2,399,520千円（設計・建設段階）+62,500千円（維持管理・運営期間）=2,462,020千円が2029年度の上限額となります。
12	募集要項	12	第1	5	(2)		支払い限度額は、入札時又は施設整備契約書締結時点での上限額という認識で良いか。また、契約締結後に追加変更があり対価の総額が上限額を超えた場合には、上限額を超えた分も対価として認められるという認識で良いか。	また、契約締結後に追加変更が生じた場合は、その対価も市から事業者を支払います。
13	募集要項	13	第2	5	(3)		2029年度の維持管理・運営に係る対価は、1月中のいずれかの日に供用開始した場合は、250,000千円×3か月/12か月=62,500千円が上限額となりますか。	ご理解のとおりです。
14	募集要項	13	第2	5	(3)		2029年度の対価については、開業準備に係る費用も計上してよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。開業準備業務に係る対価は建築設計・建設に係る対価に含まれており、供用開始までの開業準備業務が発生する年度において費用計上可能です。ただし、各年度の上限額を超えて計上することはできません。
15	募集要項	14	第3	1	(1)	ア	「施設整備契約の締結までに・・・市に提出すること。」とありますが、提出物を具体的にお示しください。	参加申込時に提出する様式2-7及び様式2-8を提出してください。
16	募集要項	14	第3	1	(1)	イ	代表企業を設計・建設段階と維持管理・運営段階で変更する場合の書面による市の承諾はいつの段階で行うのでしょうか？（優先交渉権者決定後でも良いのでしょうか？）	代表企業を設計・建設段階と維持管理・運営段階で変更する際には、その旨を提案書に記載していただき、指定管理協定の締結までに承諾します。
17	募集要項 施設整備契約書 (案)	14 35	第3 第3条	1	(1)	ア	募集要項の「応募者の構成」には、「建築設計を行う者、工事監理を行う者、展示設計を行う者、ブリッジ設計を行う者（協力企業でも可）、ブリッジ工事を行う者（協力企業でも可）、建築一式工事を行う者、電気工事を行う者、管工事を行う者、展示製作を行う者、運営を行う者及び維持管理を行う者を含むグループ又は共同企業体であること。」とありますが、施設整備契約書(案)の一般条項、特約条項では業務区分が、建設業務となっており、建築一式、電気、管、ブリッジ、開業準備が纏められておりますが、実際の契約時には建設業務欄は、建築、電気、管、ブリッジ、開業準備に分けて表記できると考えてよろしいですか。（コリズ登録などの建築一式、電気、管、ブリッジ工事の実績証明ができなくなると思われま。	ご理解のとおりです。
18	募集要項	15	第3	1	(2)	ア	共通要件11に該当する企業等からの関心表明を提出してもよろしいでしょうか。	募集要項p15 第3章 1節 (2)アにおいて、当該者は参加対象外としているため、関心表明書等の提出は不可です。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
19	募集要項	16	第3	1	(2)	ウ	「複数者による実施も認めるものとする」と記載がありますが、設計共同体での参画を認めると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。共同企業体を組成しない場合には、各役割を明確にし、代表者を定めてください。
20	募集要項	16	第3	1	(2)	ウ	建築設計を行う者が複数者の場合でも、共同企業体を組成する必要はないとの認識で良いでしょうか？	
21	募集要項	16	第3	1	(2)	ウ	建築設計を行う者が複数者の場合、代表者、及び役割分担の明確化は参加申込時に行うのでしょうか？参加申込時の場合は様式記載箇所をご教授願います。	建築設計を複数者で担う場合、代表者や役割分担は参加申込及び参加資格審査関連書類の受付時に明確化してください。様式2-1「参加表明書」の「グループにおける役割」に、代表者や役割分担を記載してください。
22	募集要項	16	第3	1	(2)	ウ	建築設計を行う者が複数者の場合、代表者、及び役割分担の明確化は参加申込時に行うのでしょうか？参加申込時の場合は様式記載箇所をご教授願います。	
23	募集要項	17	第3	1	(2)	エ	「前記「ウ 建築設計を行う者」に求める参加資格要件と同様とする。」と記載がありますが、ウ同様に工事監理共同体での参画も認められると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	募集要項	17	第3	1	(2)	カ,キ	ブリッジ設計・工事、電気工事、管工事を行う者について、構成企業がいずれも参加資格要件を満たしていれば、それぞれ市と直接的な契約形態を持つ。との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
25	募集要項 要求水準書	17 66	第3 第2	1 4	(2) (9)	キ ア	提案書段階での技術者と工事着手段階の技術者は市との協議により変更可能とする。と明記されていますが、建築、ブリッジ、電気、管の業務については、要求水準書P.66に記載してある「確実に設計業務が完了した」時点まで変更が可能という解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書p67 第2 4(9)ウa)の提出まで変更が可能です。
26	募集要項	17	第3	1	(2)	キ	参加資格要件に提案書段階での技術者と工事着手段階の技術者は市との協議により変更可能とありますが、ブリッジ工事を行う者の監理技術者の複数申請は可能でしょうか。	複数申請が「提案書提出時点で、監理技術者を1名に限定せず、複数の候補者を記載してよいか」という意図であれば、不可とします。配置が想定される1名を記載してください。
27	募集要項	17	第3	1	(2)	キ	ブリッジ工事を行う者の監理技術者の従事期間は施工期間のみで、製作期間中は従事しなくても良いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、工場等での製作期間も監理技術者が適切に管理してください。
28	募集要項	17	第3	1	(2)	キ	ブリッジ工事を行う者の監理技術者の申請については、従事期間に配属できれば申請時に他工事に従事していてもよろしいでしょうか。	ブリッジ工事を行う者の監理技術者については、申請時点において他工事に従事している場合であっても、本件工事において専任配置が必要となる期間に適切に配置してください。なお、配置に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守してください。
29	募集要項	17	第3	1	(2)	キ	ブリッジの施工に関して、建築基準法に基づく建築仕様の場合と、道路構造令等の土木基準の場合で、それぞれ監理技術者を別々に配置することが可能でしょうか。ご教示願います。	1名の配置としてください。なお、必要に応じて、各専門分野に応じた技術者を配置することは妨げません。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
30	募集要項	19	第3	1	(2)	ク	【その他】 2 市外に本店を有する構成員を含む共同企業体が、本工事の施工に当たり、工事の一部を第三者に請け負わせようとする場合は、市内に本店を有する者（当該共同企業体の構成員以外の者）とこの建築一式工事の契約金額の20%以上を下請契約すること（2次以降の下請契約も含む。）とありますが、建築一式工事を行う者以外には記載がありません。建築一式工事のみに条件とされる理由をお示しください。	建築一式工事は専門工種の管工事、電気工事と異なり、建築物の建設において、総合的にマネジメントする工種であることから、下請契約を行う割合が高いと考えられるためです。
31	募集要項	19	第3	1	(2)	ク	【その他】 市内に本店を有する者との建築一式工事の契約金額の20%以上を下請契約すること、となっておりますが、契約金額とは貴市と建築一式工事を行う企業との契約金額でしょうか。	ご理解のとおりです。
32	募集要項	19	第3	1	(2)	ク	【その他】 市内に本店を有する者との建築一式工事の契約金額の20%以上を下請契約すること、となっておりますが、建築資材費の発注額も含まれると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	施設整備契約書 (案)	3	第6条			4	下請負させる場合に、「当該建築一式工事の契約金額の20パーセント以上に相当する額について下請契約」を締結する必要があるが、こちらは入札時又は施設整備契約締結日時点での契約金額の20%という理解で良いか。設計変更等により全体の請負金額が増加したとしても、入札時又は施設整備契約締結日時点で20%を達成していれば本条には反しないという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
34	募集要項	20	第3	1	(2)	ケ	配置技術者については資格要件を満たしていれば、工事着手時応募者の資格要件確認書（電気工事を行う者）に記載した技術者と違う技術者を配置して問題ないと考えてよろしいでしょうか。	市との協議により変更可能とします。
35	募集要項	22	第3	1	(2)	コ	配置技術者については資格要件を満たしていれば、工事着手時応募者の資格要件確認書（管工事を行う者）に記載した技術者と違う技術者を配置して問題ないと考えてよろしいでしょうか。	
36	募集要項	24	第3	1	(2)	ス	維持管理を行う者は、必要要件を全て満たす責任者の配置ができる者とされておりますが、配置する人材のうち、1名が資格を保有していればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	募集要項	24	第3	1	(2)	ス	維持管理責任者は記載されている要件を満たす必要はあるが現地常駐は必須ではないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	募集要項	26	第3	2	(1)		本事業の円滑な遂行のため、官民対話後に質疑の機会を設けていただけませんかでしょうか。	追加の質問機会の設定は予定しておりません。 ※開催する場合は、別途ご案内します。
39	募集要項	26	第3	2	(1)		質問の機会が1回しかありませんが計画を進めていく中で今回の1回、官民対話だけでは解決しない場合が他案件でも多々ありますので2回目の質問の設定もお願いいたします。時期は参加資格審査結果の通知を受けて直ぐ位を希望します。何卒ご考慮をお願いいたします。	

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
40	募集要項	26	第3	2	(1)	参加申込及び参加資格審査関連書類提出に関する質問につきましては、回答予定日より、できる限り早めのご回答のご検討をお願いいたします。	募集要項のとおりとします。	
41	募集要項	28	第3	2	(7)	対話時間や形式などの詳細はいつ頃ご連絡いただけますでしょうか。	参加資格審査結果の通知時に代表企業に詳細を連絡します。	
42	募集要項	29	第3	2	(10)	「ヒアリングを補足する映像等（提案書で提出したパースを補足するため、提案書で提出したパース以外の使用も可能）の使用は認める…」との記載がありますが、使用していいのはパースのみで、動画は不可と解釈して宜しいでしょうか。	動画も使用可能です。	
43	募集要項	29	第3	2	(9)	募集要項等の公表が当初想定より後ろ倒しとなったことを踏まえ、提案内容の検討、関係者協議及び提案書類の精査期間確保のため、提案書類の受付期限を3週間程度の延長、及び質疑受付期間を延長もしくは再度の質問受付をしていただくことは可能でしょうか。	募集要項等の（案）公表時点のスケジュールは確定したものではありません。また、提案書類の受付期限の延長や質疑受付期間の延長、再度の質問受付は予定しておりません。	
44	募集要項	26	第3	2	(1)	募集要項（案）の提示されていた内容より、公告が2週間以上遅れています。入札締切日について、お盆休み等も加味して3週間程度延長して頂き、8月25日頃まで延長して頂けないでしょうか。		
45	募集要項	26	第3	2	(1)	スケジュールについて、当初の想定と比べて、公告から提案書提出締切までの期間が短く思います。3週間程度の延長をご検討ください。		
46	募集要項	26	第3	2	(1)	募集・選定手続きのスケジュールについて、2026年1月公表の募集要項（案）に明記の公告日から実際の公告が2週間強遅れた事もあり、公告から提案書提出締切までの期間が短いと考えます。より良い提案のため3週間程度の延長をお願い致します。		
47	募集要項	29	第3	2	(9)	募集要項等の公表が遅れたことにより、提出書類（提案書）の作成期間が短くなっております。受付期限を公表が遅れた3週間程度延長することは可能でしょうか。		
48	募集要項	26	第3	2	(1)	2026年1月26日に公表された募集要項(案)に記載の募集要項等の公表日から実際の公表日が約半月遅れたにも関わらず提案書類の受付期限が変更となっていません。提案書類の受付期限を提案書類の公表日が遅れた期間の約半月分を延期していただけないでしょうか。		
49	募集要項	26	第3	2	(1)	提案書の精度を高めるため、提出期限を現行の8月4日から8月25日まで（約3週間）延長いただくことは可能でしょうか。		
50	募集要項	29	第3	2	(10)	ヒアリングにおいて、提出した提案書の内容に加える事は不可と考えてよろしいでしょうか。但し、加筆はしないものの、見やすくするための加工はよろしいでしょうか。		提案書の内容から新たに内容を追加・修正することは不可とします。内容が変更にならない範囲での加工は可能です。なお、ヒアリングを補足する映像等はNo.42のとおりです。
51	募集要項	29	第3	2	(10)	ヒアリングにおいて、ヒアリング内容は加点審査、評価に影響はあるのでしょうか。		審査の視点を正しく事業者選定委員が理解するという点においては影響があります。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
52	募集要項	30	第3	2	(11)	ア	1は本事業における事象でしょうか。本事業以外の事業を含むものでしょうか。	本事業以外も含まれます。
53	募集要項	34	第4	1	(3)	ウ	議会の議決を得られない場合、市は事業者と施設整備契約及び指定管理協定を締結しない。この場合において、市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとありますが、市が本事業への議会への承認を得る過程で議会への説明が不足しているなど、市の責で議会承認が得られない場合は、上記の通りではないと考えますが、ご見解をお聞かせ頂きたいと存じます。	募集要項のとおりとします。
54	募集要項 施設整備契約書 (案)	35 2	第4 第4条	2	(2)		契約保証金の納付については、施設整備契約の本契約締結後(2026年12月)と考えてよろしいでしょうか。	施設整備契約の締結前です。
55	募集要項 施設整備契約書 (案)	36 15	別紙1 第30条		13,16		リスク分担表(案)のNo.13、16につきまして、第三者への損害については負担者の主分担は事業主となっておりますが、施設整備契約書(案)第30条2では受注者が善管注意義務をはたしていた場合は免責されるとされています。募集要項に記載のリスク分担表(案)と施設整備契約書(案)が異なる場合は施設整備契約書(案)が優先され、第30条が優先されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	募集要項	36	別紙1		21		対象地について公表されている津波・洪水の浸水想定を前提として計画した上で、これを超える浸水被害が生じた場合は、別紙1の不可抗力リスクに該当する理解でよいかをご教示ください。	不可抗力に該当するかは個別事象により判断します。
57	募集要項	36	別紙1		21		リスク分担にあるNo.21天災・・・について事業者負担が△(従負担)となっておりますが、何を想定されておりますでしょうか。該当の不可抗力は、事業者側が負うべき負担はないものと考えます。	施設整備契約(案) p15 第31条のとおりです。
58	募集要項	42	別紙3				プロフィットシェアリングの内容は記載されておりますが、リスクシェアリング(3%の利益を下回り続けた場合の措置)が何ら規定されていません。何か想定されていることがあればご教示ください。	当期運営収入が提案時の予定当期運営収入を3%以上下回った場合、この下回った金額については、事業者の判断により、当期含めて3期以内において、増加収入から控除してプロフィットシェアリング金額を算定することができます。
59	募集要項	37	別紙1		26		No.26の土壤汚染はないものと考えてよろしいでしょうか。	旧体育館解体工事及び(仮称)まちづくり支援拠点施設整備事業の敷地において、土地の形質の変更に伴い、土壤汚染対策法第4条第3項の規定による調査・報告命令について土壤汚染状況調査の命令を発出しないと通知されています。 本事業においても、土壤汚染対策法第4条第1項の規定により一定規模以上の土地の形質変更を行う際は届出が必要です。
60	募集要項	37	別紙1		26		No.26の地質障害に土壤汚染調査、処理対策業務は含まれていますでしょうか。	要求水準書p56 第24(2)のとおり、事前測量・調査業務を行ってください。処理対策費は、施設整備契約(案)第16条第7項のとおりです。
61	募集要項	37	別紙1		37		リスク分担表(案)のNo.37につきまして、具体的にはどのような事態を想定されておりますでしょうか。	事業者の施工計画の不備により、仮設や施工手順の見直しで費用が増える場合等が考えられます。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
62	募集要項	37	別紙1		37		リスク分担表のNo.37で、建設コストリスクで「市側の指示による工事費の増大」以外の工事費の増大については事業者が負担することになっています。 しかし、施設契約第27条の「法令の変更によって発生した費用」については協議して負担を定めることになっています。そのため、No.37の○は市、事業者の両者に○が付くのが正しいのではないかと。	法制度リスクは、施設整備契約（案）p14 第27条及び募集要項p36 別紙1のリスク分担表No.6.7のとおりです。
63	募集要項	38	別紙1		47		No.47の第三者に起因する施設の損傷は貴市にてご負担いただけることになっておりますが、これには、「第三者に起因するが、帰責者が特定できない施設の損傷」も含まれる（但し、事業者に明らかな帰責がある場合は除く）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	募集要項	38	別紙1		47,58		供用開始後に、事業者の責によらない浸水又は水害に起因して施設復旧が必要となった場合、その費用負担は施設損傷リスク又は大規模修繕リスクとして市負担となる理解でよいかをご教示ください。	指定管理協定書（案）p8 第29条 第2項のとおり、不可抗力（事業者の責によらない浸水又は水害等）によって生じた損害、損失又は増加費用等が発生した場合の費用等の負担については、市と事業者の協議のうえ決定します。
65	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ア	業務対価Aの物価の改定について、対象となる費用に「設計に関する業務」「開業準備業務」が除外されていますが改定時の対象となるよう変更していただけないでしょうか。	募集要項のとおりとします。
66	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ア	業務対価Aの物価の改定について、対象となる費用に「設計に関する業務」「開業準備業務」が除外されています。上記業務も業務対価Aの改定時の対象となるよう変更して頂きたい。	
67	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ア	業務対価Aに含まれる「開業準備業務」は物価改定の対象になっておりませんが、当該業務の実態は、維持管理・運営業務の事前準備であり、業務対価Bと同様、人件費や資機材調達費等が主な費用になります。 つきましては、確実な事前準備を行うため、開業準備業務につきましても業務対価Bの初年度改定ルールに準じ、2026年度（令和8年度）と2028年度（令和10年度）の指標を比較し3%以上の変動（ただし消費税の税率の変更による影響を除く。）が認められる場合は改定いただけますよう、ご再考をお願いいたします。	

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
68	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ア	<p>建設工事・展示製作に伴う一般管理費、各種申請等の業務、施設に関する保険付保、竣工検査・引渡し、什器備品の調達（展示製作物は除く）、設置及びその他業務に要する費用等についても、実勢に応じた契約変更をご検討いただきたいと思います。</p>	募集要項のとおりとします。
69	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ア	<p>改定の対象外は下記となっています。 「建設工事・展示製作に伴う一般管理費、各種申請等の業務、施設に関する保険付保、竣工検査・引渡し、什器備品の調達（展示製作物は除く）、設置及びその他業務に要する費用）」。 上記費用等についても、内閣府通知文書（令和7年12月）『PFI事業における物価変動の影響への対応について』に則り、提案受付前及び契約締結後に受注者から協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じること等により、実勢に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図って頂きたい。</p>	
70	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ア	<p>物価変動等に伴う委託料等の改定につきまして、「建設工事・展示製作に伴う一般管理費、各種申請等の業務、施設に関する保険付保、竣工検査・引渡し、什器備品の調達（展示製作物は除く）、設置及びその他業務に要する費用」は改定の対象外とされております。一方で、昨今の急激な市場環境の変化を受け、令和7年12月に内閣府より発出された通知『PFI事業における物価変動の影響への対応について』におきましては、発注者に対し、実勢に応じた必要な契約変更等、適切な対応を図ることが要請されております。つきましては、上記改定対象外とされている項目に関しましても、急激な物価・資材価格の高騰等により事業遂行に影響が生じる懸念がある場合には、同通知の趣旨に則り、提案受付前や契約締結後において事業者からの申出に基づく協議の場を設けていただき、実勢に応じた契約変更等の柔軟なご対応をいただくことは可能でしょうか。</p>	

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
71	募集要項	40	別紙2	3	(1)	イ	「改定する際の物価変動の基準となる指標は、次の指標を基本とするが、…」との記載がありますが、物価指標が実態の物価上昇に追いつかない”指標によりがたい場合”が発生する際の措置として、業者見積徴収及び精査等による変更協議を行うなど、適切な対応を図って頂くことは可能でしょうか。	募集要項のとおりとします。
72	募集要項	40	別紙2	3	(1)	イ	「改定する際の物価変動の基準となる指標は、次の指標を基本とするが、…」との記載がありますが、内閣府通知文書（令和7年12月）『PFI事業における物価変動の影響への対応について』に則り、受注者から協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じること等により、物価指標が実態の物価上昇に追いつかない”指標によりがたい場合”が発生する際の措置として、業者見積徴収及び精査等による変更協議を行うなど、適切な対応を図って頂きたい。	
73	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ウ	物価変動の改定について、建築工事とブリッジ工事は別々に申し入れ可能と推察しますが、建築工事は、建築一式、電気、管のそれぞれの業務が個別に改定の申し入れができると考えてよろしいでしょうか。	個別の改定はできません。
74	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ウ	物価変動による改定の計算方法において起点日が「提案書提出日の属する月の指標値と本施設の工事着工届出日の属する月の指標値を比較・・・」となっていますが、起点日について物価変動の可能性を鑑みて「公告時に属する月」に変更して頂けないでしょうか。	募集要項のとおりとします。
75	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ウ	物価変動による改定の計算方法において起点日が「提案書提出日の属する月の指標値と本施設の工事着工届出日の属する月の指標値を比較・・・」となっていますが、「公告時（月）に属する月」に変更して頂けないでしょうか。 内閣府通知文書（令和7年12月）『PFI事業における物価変動の影響への対応について』に則り、提案受付前及び契約締結後に受注者から協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じること等により、実勢に応じた必要な契約変更（基準日を公告時など）を実施するなどある通り昨今の物価の変動は予測できず、公告時から提案書提出時の期間においても、物価が変動する可能性は無いとは言えません。その為、事業者が安心して提案書提出（入札対応）を行えるよう、物価変動の起点日については修正・訂正頂きたい。 また、変更されない場合は、修正・訂正しない理由を明確に示して頂きたい。	

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
76	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ウ	改定の計算方法について、入札公告から提案書提出までの期間にも価格高騰が想定されるため、指標値を入札公告日の属する月の指標値と本施設の工事着手届日の属する月の指標値としていただけないでしょうか。	募集要項のとおりとします。
77	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ウ	建築費指標値「B」は暫定値、確定値のどちらを用いるのでしょうか？（施設整備契約書 別紙1同様）	確定値です。
78	募集要項	40	別紙2	3	(1)	ウ	改定の計算方法で※ 建設費とは、物価変動の各指数の対象となる費用をいう。と記載されていますが建設費とは提案価格の建設費の全般と考えてよろしいでしょうか。	建設費とは「イ物価変動の指数値」ごとの「ア対象となる費用」です。
79	募集要項	41	別紙2	3	(2)	イ	修繕業務の物価改定に使用する指標は、「事業者提案後に主構造に基づいた指標に変更する場合があります」とございますが、“建物種類”が「構造別平均RC」から「構造別平均SRC」又は「構造別平均S」へ変更になる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	募集要項	41	別紙2	3	(2)	ウ	2030年度の改訂の計算式に2029年度の4月から3月の指標の平均値を用いるということだとすると、各指標が発表されたのちに、指定管理者と市で指定管理料の改訂についての協議があるということでしょうか。年度途中で改訂決定となると思われそうですが、四半期ごとの支払金額を調整する（年度内において四半期ごとの金額は同じとは限らない）という理解でよいでしょうか。	支払い時期や支払い方法は、優先交渉権者の決定後の指定管理に係る年度協定において決定します。
81	募集要項	41	別紙2	3	(2)	イ	運営業務の変動指数として厚生労働省「毎月勤労統計調査/実質賃金指数」が用いられていますが、この指数は物価変動を控除した指標で、実際の人件費支出の増減を直接的に示すものではないと認識しております。そのため、実際に支払われる給与水準の上昇を反映する観点から、名目賃金指数などへの変更をご検討いただけますでしょうか。	募集要項のとおりとします。
82	指定管理協定書 (案)	16	別記4	2			運営業務に係る改定指標として「毎月勤労統計調査/実質賃金指数（厚生労働省）」を採用されていますが、昨今の人件費高騰局面においては、実際の人材確保コストと乖離する可能性があります。内閣府「PPP/PFI事業における物価上昇の影響への対応について」（令和7年3月31日）で示されている最低賃金等の別指標への見直しをお願いします。	募集要項のとおりとします。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
83	指定管理協定書 (案)	16	別記4	2			運営業務に係る改定指標として「毎月勤労統計調査／実質賃金指数（厚生労働省）」を指定されておりますが、昨今のように物価上昇率が賃金上昇率を上回る局面においては、実際にかかる人材確保コストと乖離する可能性があるため、安定的な業務の遂行や人材の確保に大きな支障をきたす恐れがあります。内閣府「PPP/PFI事業における物価上昇の影響への対応について」（令和7年3月31日）で示されている最低賃金等への見直しをいただくことは可能でしょうか。	募集要項のとおりとします。
84	募集要項	45	別紙4	2	(2)		「職員の過失によるクレームの発生」で1ポイント/件とありますが、発生時点ではなく「クレームの内容及び過失の有無について、市と協議の上で認定する」などへのご変更いただけないでしょうか。	「職員の過失によるクレーム」については、クレームの内容、事実関係及び事業者の帰責性を確認のうえ、必要に応じて事業者の説明を聴取し、市が職員の過失によるものと認定した場合にペナルティポイントを付与します。
85	募集要項	46	別紙4	2	(3)		是正期間内に代替措置等により要求水準を実質的に確保した場合、ペナルティポイントは付与されない理解でよいか、判断基準をご教示ください。	是正期間内に改善された場合、ペナルティポイントは付与されません。
86	募集要項	46	別紙4	2	(4)		表中の減額等の措置内容で、20%の減額は、2×(累積ペナルティポイント)%でしょうか（P44下部記載）。	
87	募集要項	46	別紙4	2	(4)		業務対価の減額の金額算定方法について、P44の表中では、ペナルティポイントが、5以上10未満の場合は、2×(累積ペナルティポイント)%の減額となっておりますが、文章に記載されている(4)では5以上10未満のペナルティポイントが、20%の減額となっております。表中を正と考え、「5以上10未満は2×(累積ペナルティポイント)%の減額」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 累積ペナルティポイントが5以上10未満の場合、2×(累積ペナルティポイント)%の減額を行います。
88	要求水準書	3	第1	6			外構Aの役割分担において、「修景」の設計・建設は貴市、維持管理は事業者とされておりますが、貴市にて施工される舗装や芝生等の地表面の仕上げ、ベンチ等の工作物の適切な補修費を、事業者側で想定するのは困難なため、巡視点検のみを維持管理業務の範疇とし、保守・修繕におかれましては、貴市のご担当としてご再考いただけないでしょうか。 仮に不具合が発生した場合、それが施工に起因するのか、維持管理に起因するのか、判断が難しいケースも想定されるため、事業者が管理するとなるとそのリスクも見込んだ補修費を確保せざるを得ないと思料いたします。	維持管理は事業者が行うことを想定しております。なお、五本松公園の設計は2027年度(令和9年度)中に完了予定のため、詳細は未定です。指定管理料の範囲内で維持管理できる修景内容となるよう、市及び五本松公園の設計者と協議する必要があります。
89	要求水準書	3	第1	6			外構Aの範囲について、L型に控える具体的な範囲は任意と考えてよろしいでしょうか。	子ども未来館敷地内での施設の位置は事業者提案のため、外構Aの範囲は任意とします。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
90	要求水準書	4	第1	7	(1)		五本松公園のリニューアルに伴い、屋外便所は計画予定か、計画の場合はどの程度の衛生器具数を設置予定かご教示ください。	現在、五本松公園内への便所設置の予定はありません。
91	要求水準書	4	第1	7	(1)		五本松公園のリニューアルに伴い、公園用駐輪場は計画予定かご教示ください。また、計画予定であれば駐輪可能台数をご教示ください。	五本松公園内への駐輪場の整備予定はありません。
92	要求水準書	3	第1	6			外構・修景のうち、市が設計・建設を行う部分について、維持管理費を適切に見込むため、想定される仕様（舗装材の種別、芝生・植栽の範囲、ベンチ等工作物の数量・仕様、維持管理上配慮を要する仕上げの有無等）をご教示ください。 あわせて、実際に市が整備する修景仕様が、事業者が提案時に想定した仕様と著しく異なることにより、維持管理費に増減が生じる場合には、指定管理料その他条件について協議の対象となるとの理解でよいか、ご教示ください。	舗装や植栽その他の仕様・規格については現在発注している五本松公園基本・詳細設計業務の中で決定していきます。 また、提案時に想定した仕様とすり合わせ、指定管理料の範囲内で維持管理できる修景内容となるよう、市及び五本松公園の設計者と協議する必要があります。
93	要求水準書	3	第1	6			まちづくり支援拠点施設駐車場につながる道路については、子ども未来館開業と同時期に開放で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	3	第1	6			（仮称）まちづくり支援拠点施設と子ども未来館をつなぐブリッジBの工事区分について、この工事は敷地範囲外にブリッジの柱脚を設けることが想定されますが、それに伴う外構工事は今回の工事範囲に含むで宜しいでしょうか。尚、ブリッジBの工事に伴う設備・電気等の埋設配管の移設等は発生はないと考えて宜しいでしょうか。	ブリッジBの建設に伴う外構工事は、本事業範囲内に含まれます。 また、ブリッジBの工事に伴う既存施設等の改修等も本事業に含まれます。
95	要求水準書	3	第1	6			（仮称）まちづくり支援拠点施設と子ども未来館をつなぐブリッジBの工事の接続部の工事範囲について、当該建物外壁については、接続部分の対応がされていると考えて宜しいでしょうか。	既存施設側の接続部分の改修等は、事業者が実施してください。
96	要求水準書	3	第1	6			（仮称）まちづくり支援拠点施設と子ども未来館をつなぐブリッジBの接続部の工事について、ブリッジの雨水排水接続部分の対応がされていると考えて宜しいでしょうか。	
97	要求水準書	4	第1	7	(1)		子ども未来館外構Aは子ども未来館の未来館の敷地であるが修景は五本松公園リニューアルの範囲とし、その仕様及び施工工程は市及び五本松公園の設計者との協議により決定するとありますが、内容により、提案していた指定管理料が増減することはありますか。	子ども未来館敷地内の修景による指定管理料の増減はありません。 子ども未来館と外構の調和を考慮しつつ、指定管理料の範囲内で管理できる修景内容となるよう、市及び五本松公園の設計者と協議する必要があります。
98	要求水準書	4	第1	7	(2)		クラゲ館の供用開始が2027年度(令和9年度)(予定)となっていますが、クラゲ館へ向けての動線はどう計画しているのかご教示下さい。	五本松公園の設計及びリニューアル工事は、2026年度(令和8年度)から開始する予定であるため、詳細な動線計画については未検討です。 子ども未来館からクラゲ館への動線は、市及び五本松公園の設計者と協議のうえ計画してください。
99	要求水準書	4	第1	7	(2)		五本松公園へ移築が予定されているクラゲ館に関する維持管理業務は一切対象外という認識でよろしいでしょうか。	クラゲ館の大屋根などの躯体の維持管理業務は本事業の対象外です。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
100	要求水準書	7 18	第1 第2	9 2	(3) (2)	13 ウ	正式名と年度は、いずれも官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版と考えてよろしいでしょうか？ それとも、P7第1・9・(3)基準・指針等13に示す耐震基準については官庁施設の総合耐震計画基準 平成8年版を適用と考えるのでしょうか。	本事業では、全ての事項において、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版（最新版）を適用してください。
101	要求水準書	8	第1	10	(1)		市によるモニタリングにおける「行政機関（市を含む）、外部有識者及び地元関係者等により組織化された外部評価委員会」について、委員はいつ、どのような形で選出されるのかご教示ください。	モニタリングに係る外部評価委員会の委員の選出時期や選出方法については、事業の進捗等を踏まえて今後検討します。
102	要求水準書	8	第1	10	(2)	ア	セルフモニタリング実施計画書は、設計、建設、開業準備、維持管理・運営の各段階ごとに提出する理解でよいか、又は全体を一括して提出する理解でよいかをご教示ください。	各業務が開始する前に業務ごとに提出してください。
103	要求水準書	10	第1	12			事業期間終了時の状態について、指定する要求水準を満足している状態とするとありますが、建設工事における経年劣化による要求水準が満足できない場合はどのようにお考えかお示し下さい。	検査及び引渡し時には要求水準を満たす必要があります。
104	要求水準書	10	第1	12			事業期間終了時の状態の確認において、施設整備契約(建設)に関しては契約不適合責任期間を終了しておりますが、万一その際に契約不適合が発見された場合の対応について、どのようにお考えでしょうか。	施設整備契約書（案）p31,32 第57条のとおりです。
105	要求水準書	10	第1	15			ここで記載されている、地元企業（備後圏域内）とは、具体的に含まれる自治体名をご教示ください。	備後圏域（2026年(令和8年)3月時点）は、広島県福山市（連携中枢都市）・三原市・尾道市・府中市・竹原市・世羅町・神石高原町と岡山県笠岡市・井原市の7市2町で構成しています。
106	要求水準書	96	第5	1	(5)	イ	備後圏域の小中学生の入館料は無料との記載があるが、備後圏域とは、福山市・尾道市・三原市・府中市・竹原市・世羅町・神石高原町・笠岡市・井原市の7市2町が対象となる理解で良いでしょうか。	
107	要求水準書	13	第2	1	(3)	ア	子ども未来館の敷地は、都市公園に面しているため広島県建築基準法施行細則 第17条 1項 四号に該当し、法定建蔽率を70%にする緩和が受けられると考えて宜しいでしょうか。	特定行政庁の判断によります。
108	要求水準書	13	第2	1	(3)	イ	子ども未来館の建築基準法上の用途をお教え下さい。	建築基準法別表第一においては、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもの、別表第二においては、大学、高等学校、専修大学その他これらに類するものを想定していますが、特定行政庁の判断によります。
109	要求水準書	14	第2	1	(3)	ウ	まちづくり支援拠点施設、又は五本松公園側の要因（設備故障等）により、子ども未来館側に損害（設備故障等）が生じた場合は、「第三者に起因する施設損傷等に係るリスク」の考え方に準じ、貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	まちづくり支援拠点施設又は五本松公園側の要因により子ども未来館側に損害が生じた場合については、当該損害の原因及び帰責関係を踏まえて判断します。子ども未来館の事業者に帰責事由がない場合には、募集要項p38 別紙1リスク分担表（案）No.47「市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷」の考え方に準じて、市の負担となることを想定しています。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
110	要求水準書	14	第2	1	(3)	ウ	「既設の中国電力柱を考慮すること」とありますが別紙にて位置関係を示していただくことは可能でしょうか。	提供可能な図面等はありません。
111	要求水準書	13	第2	1	(3)	ア	別添資料6には「津波による想定浸水深」が示されていますが、「洪水浸水想定区域（計画規模・想定最大規模）」の根拠資料についてご教示ください。	市HPに公開されている福山市（洪水・土砂災害）ハザードマップ又は洪水ポータルひろしまをご確認ください。
112	要求水準書	15	第2	1	(3)	エ	1階のフロアライン（FL）について、「計画規模降雨の1.0m」とありますが、基準高の考え方（対象地内最大値、建物計画位置ごとの値、別添資料10の計画条件との関係）をご教示ください。	
113	要求水準書	15	第2	1	(3)	エ	「1階フロアライン1.0m、2階フロアライン3.0～5.0m程度を耐えることができる」とありますが、これは下記のいずれと解釈すれば良いでしょうか。 ① 浸水は許容するが建物機能（構造・キュービクル等の主要な設備・備蓄品）は継続利用ができる。 ② 浸水は許容できない。 （出入口等の浸水対策が必要。）	1階は計画規模（0.3～1.0m）、2階は想定最大規模（3.0～5.0m）に対して浸水しない計画としてください。
114	要求水準書	26	第2	2	(4)		「1階は計画規模（0.3～1.0m）、2階は想定最大規模（3.0～5.0m）に対して浸水しない計画とすること」とありますが、これは下記のいずれと解釈すれば良いでしょうか。（No.113の質問の該当箇所と要求レベルが異なるように思われます。） ①浸水は許容するが、建物機能（構造・キュービクル等の主要な設備・備蓄品）は継続利用ができる。 ②浸水は許容できない。（出入口等の浸水対策が必要。）	
115	要求水準書	15	第2	1	(3)	エ	2階以上のフロアライン（FL）について、「想定最大規模降雨の3.0～5.0m程度」は、対象地内の最大浸水深5.0mを一律基準とする理解でよいか、又は建物配置位置ごとの浸水深に応じた設定でよいかをご教示ください。	子ども未来館敷地は敷地内の大半が想定最大規模3.0～5.0mであるため、敷地内の最大浸水深5.0mを一律基準としてください。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
116	要求水準書	15	第2	1	(3)	エ	想定最大規模時に1階の一部被水を許容し、主要諸室・重要設備・防災機能を2階以上へ配置する計画は許容されるかをご教示ください。また、1階に配置が許容されない重要設備の設定がありましたらご教示ください。	1階は計画規模（0.3～1.0m）、2階は想定最大規模（3.0～5.0m）に対して浸水しない計画としていることから、主要諸室や重要設備、防災機能を2階以上に配置したうえでの想定最大規模時の1階の被水は許容します。
117	要求水準書	26	第2	2	(4)		構造計画において、「1階は計画規模（0.5～3.0m）、2階は想定最大規模（3.0～5.0m）に対して浸水しない計画とすること」と記載がありますが、1階の床を3.0M以上に計画することや、1階に部屋を配置しない（ピロティ）として計画することを求めているわけでないと考えてよろしいでしょうか？（例えば、3.0Mまで水がくることを考えて、1階に浸水したら困る部屋を上階に計画するなどの提案を求めているイメージでしょうか？）	災害時に施設が適切に機能するために必要な設備や防災機能は2階以上に配置する等の対応を行ってください。
118	要求水準書	15	第2	1	(3)	エ	「構造体は、想定浸水深等を考慮すること」とは、浸水後も継続使用可能な性能まで求めるものか、又は倒壊防止・人命安全確保・復旧可能性の確保を求めるものかをご教示ください。	浸水後も継続使用可能な性能を確保した構造体としてください。
119	要求水準書	15	第2	1	(3)	エ	浸水対策において想定すべき作用として、静水圧、浮力、漂流物衝突、洗掘等を見込む必要があるか、また参照すべき基準等があればご教示ください。	子ども未来館の立地条件や想定される浸水状況を踏まえ、作用すると想定される外力に対して適切な対策を検討してください。
120	要求水準書	15	第2	1	(3)	エ	盛土・高基礎・ピロティ等を組み合わせた断面計画を提案する場合、1階の一部半外部化又はピロティ化は、必要諸室の充足及び延べ面積の考え方上、許容されるかをご教示ください。	要求水準（必要諸室の充足、規定する延べ面積の確保等）を満たしたうえでの1階の一部半外部化又はピロティ化は可能です。なお、延べ面積は、No.5のとおりです。
121	要求水準書	19	第2	2	(2)	オ	「Nearly ZEB相当以上の水準に適合する施設とすること」との記載がありますが、省エネ計算の試算結果等で性能を証明できれば、BELS認証は必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	BELS認証が必要です。
122	要求水準書	21	第2	2	(2)	キ	外構の統一性について、まちづくり支援拠点施設で使用予定の外灯機器をご教示ください。	質問回答書（別紙1）のとおりです。
123	要求水準書	25	第2	2	(2)	サ	ロボットの購入区分は建築費、展示費のどちらに含まれるのかを御示し下さい。	備品購入費（備品の調達・設置に係る対価）に含まれます。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
124	要求水準書	26	第2	2	(5)	ア	「常用回路と非常用発電回路（災害時用）を適切に配置し、停電時においても子ども未来館の運用ができるようにすること」と電灯設備の欄に記載があります。 この照明設備及び防災設備以外は、非常用発電回路の指定は無いと考えて宜しいでしょうか。	非常用発電回路については、要求水準書p26 第2章 2節 (5)アのとおり、停電時においても子ども未来館の運用ができるよう適切に計画することを求めています。対象設備は照明設備及び防災設備のみに限定するものではなく、停電時の施設運営上必要な設備を含め、設計時に市と協議のうえ決定するものとします。
125	要求水準書	26	第2	2	(5)	ア	電灯設備について「常用回路と非常用発電機回路（災害時用）を適切に配置し、停電時においても子ども未来館の運用ができるようにすること。」とありますが、非常用発電機回路は消防法等に基づく防災設備の稼働を満たせば足りるのか、あるいは、施設の一部運用継続を想定しているのか。 想定されている範囲をご教示ください。	
126	要求水準書	26	第2	2	(5)	ア	電灯設備について「高所に配置する器具は、容易に保守管理できるように工夫すること。」とありますが、具体的にはどのようなことを想定されているのでしょうか。	高い位置に設置する照明器具は球替えや清掃、点検、故障対応をしやすいような工夫を求めている、例えば、吹抜けの照明は昇降式照明器具等により床面近くまで降ろすことができることや作業用車の搬入スペースの確保、点検歩廊の確保等です。
127	要求水準書	27	第2	2	(5)	ア	「防災設備 排煙方式（自然排煙・自動排煙）は事業者提案によるものとする」とあります。 これは下記のいずれと解釈すれば良いでしょうか。 ①排煙設備を設けるか否かが、事業者提案。 ②建築基準法上、排煙設備は必須であり、自然排煙、自動排煙のいずれを選択するかが事業者提案。	排煙設備の整備は必須であり、その排煙方式（自然排煙・自動排煙）の選択は事業者提案とします。
128	要求水準書	27	第2	2	(5)	ア	受変電設備について「災害(特に津波)による被害を受けにくい仕様、配置とすること。」とありますが、まちづくり支援拠点施設と同様、耐塩仕様ではなく、屋外一般仕様でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	要求水準書	28	第2	2	(5)	ア	放送設備について「ただし、消防法上・・・」とありますが、防火対象物の用途区分をご教示ください。	防火対象物の用途区分等については、消防局の判断によります。
130	要求水準書	28	第2	2	(5)	イ	「諸室ごとに冷暖房操作を適切に行える方式とすること」とありますが、ビル用マルチエアコン（冷暖切替方式）により、1台の室外機でゾーニングし、各室ごとに空調の入/切および温度調整が可能な計画であれば、本要件を満たすものと考えてよろしいでしょうか。それとも、各室ごとに冷房・暖房の切替まで個別に行える必要がありますでしょうか。ご教示ください。	各室ごとに空調の入/切及び温度調整が可能であれば要求水準を満たすものとします。
131	要求水準書	29	第2	2	(5)	ウ	「エレベーター設備・すべてのエレベーターのかごは、車いす、視覚障がい者等に対応するものとし（以下省略）」とありますが、搬出入用エレベーターにこの対応は不要と考えて宜しいでしょうか。	搬出入エレベーターのかごは、車いす、視覚障がい者等への対応は不要ですが、停電時自動着床、火災管制運転、地震時管制運転の可能な制御方法としてください。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
132	要求水準書	32	第2	2	(6)	ウ	常設展示室は「ワンフロア」との記載があるが、以前の対話時に階段等で行き来でき空間としての連動があれば、フロアが分かれていても良いとのご意見を頂戴していたが、その認識で良いかご教示頂けますと幸いです。	常設展示室は見通しの良いワンフロア空間を基本としておりますが、空間としての一体性を確保し、来館者の回遊性や視認性に配慮された構成であれば、フロアの分かれた提案も可能です。
133	要求水準書	32	第2	2	(6)	ウ	全世代交流エリアの価値向上という点について、全世代交流エリアに関する福山市都市ビジョン、都市計画、方針等に関する情報公開についてはいつ頃の予定かご教示ください。また、書面のみではなく、今後、対面等で全世代交流エリアに関する考え方について伺いできる機会等はございますでしょうか。	全世代交流型エリアに関する計画や方針等については、現在未定です。
134	要求水準書	37	第2	2	(6)	ウ	PC室に、校外学習において、こどもたちが学校では体験できないプログラミング学習が可能なスペックのパソコン【※1】を35台以上整備し、とあります。 別添資料20のP3には、ノートパソコン【※2】40台以上（貸出用）/GIGAスクール構想で定められている最低スペック以上のもの、という記載があります。 ①上記の【※1】は、外部持ち出し用で、【※2】はPC室内で講座などのプログラムで使用するものという理解でよいでしょうか。 ②【※1】と【※2】で、パソコンに求める条件が異なりますが、【※2】の方がよりハイスペックなものを要求しているという理解でよいでしょうか。 ③【※1】と【※2】にてインストールするアプリケーションなどは、同等という理解でよいでしょうか。	別添資料20 p3 PC室 ノートパソコンは誤記。要求水準書p37 第2章2節(6)ウのとおり、校外学習において、こどもたちが学校では体験できないプログラミング学習が可能なスペックのパソコンを35台以上整備してください。
135	要求水準書	39	第2	2	(6)	ウ	駐車場の事前精算機1台、PR割引券発券機2台を子ども未来館内部に設置すること。なお、設置する機器の維持管理（消耗品等の補充も含む）は本事業に含まれる。とあります。 ①事前精算機はネットワークを介してまちづくり支援拠点施設に設置される駐車場システムに接続されるということでしょうか。 ②QR割引券発券機は、受付に設置し、スタッフが必要に応じて発券する。運用方法としては、PC等の接続は必要なく、まちづくり支援拠点の駐車場システムにてあらかじめインストールされた設定に従って、操作パネル（ワンタッチパネル）を操作することでQRが表示された用紙を市プリントして利用者に渡すということでしょうか。	駐車場システムは、まちづくり支援拠点施設の運営事業者が一元的に管理することを前提としております。そのため、事前精算機の接続方法や運用の詳細については、当該運営事業者との協議が必要です。 QR割引券発券機の詳細な運用方法についても、まちづくり支援拠点施設の運営事業者との調整が必要となります。
136	要求水準書	44	第2	2	(7)	ア	計画路線である「手城水呑幹線」は、道路法上は県道（380号水呑手城線）と承知しておりますが、本事業における道路管理者は福山市であり、ブリッジAに関する設計・施工にかかる諸協議の窓口も貴市道路部局という理解でよろしいでしょうか。また協議は可能でしょうか？	警察、消防、市の道路関係部署とそれぞれ協議が必要です。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
137	要求水準書	46	第2	2	(7)	ウ	クラゲ館移設箇所並びに動線の安全対策上、子ども未来館工事ヤード内外及びエフピコアリーナ側の道路上空接続ブリッジ架設箇所付近に、同上ブリッジの地組スペースが確保できない場合、同上ブリッジの一括施工は難しいと考えます。その場合、同上ブリッジを架設する際、市道手城水呑幹線は、上下線共、一定期間通行止めとなりますが市の見解をご教示下さい。	ブリッジ架設に伴う通行止め期間は、安全確保のため最小限の時間は想定していますが、警察等との協議が必要です。
138	要求水準書	46	第2	2	(7)	ウ	・適用基準について 道路法第32条に基づく道路占用許可、および道路法第12条に基づき道路の構造又は交通に支障を及ぼさないことが求められるため、道路管理者との協議を実施し、建築または土木基準を選択するという理解でよろしいでしょうか。	事業者が選択し提案してください。
139	要求水準書	46	第2	2	(7)	ウ	・保全作業用の予備空間について 再塗装用の足場等の設置空間を想定されているものと思われませんが、具体的な余裕高について設定されていますでしょうか。または、今後道路管理者との協議を実施し、決定するという理解でよろしいでしょうか。	道路管理者と協議のうえ決定してください。
140	要求水準書	47	第2	2	(7)	ウ	(ア) 共通事項 「コ」 「ゴミなどの投てき防止対策を講じること」と記載があります。車道橋では車からの投てき防止を施すことはあるものの、今回のような歩道橋では通常、投てき防止は施さない場合が多いと考えます。 また投てき防止を施す場合、2m程度の高さの網（又は柵）を設置するのが一般的で、ブリッジが閉鎖的になります。 一方、「オ」「子ども未来館につながるブリッジとしてふさわしいデザインとすること」との記載もあります。 以上を考慮し、子ども未来館の開放性やデザイン性を優先して、投てき防止対策を施さないとして宜しいでしょうか。	必ずしも2m程度の高さの網や柵などを設置する想定ではありません。デザイン性を考慮しながら、ゴミなどが落下しにくいような安全対策を講じてください。
141	要求水準書	47	第2	2	(7)	ウ	(ア) 共通要件 (コ) に記載されている「歩行者の転落防止対策やゴミなどの投てき防止対策を講じること」とありますが、ゴミなどの投てき防止対策は構造上、網の設置になるかと思われます。その場合、同頁 (エ) や (オ) に記載されているデザイン性とは乖離することとなります。これらのデザイン性を考慮したうえで対策として講じる場合は、どの程度を想定しておりますか。市としての見解と共に具体的な対策をご教示ください。	

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
142	要求水準書	47	第2	2	(7)	ウ	道路上空に設けるブリッジは道路占用許可は事業者が行う必要があると思いますが、道路占用料金について、貴市が負担すると考えて良いでしょうか。	ブリッジの整備に伴い発生する道路占用料金については、事業者の負担とします。
143	要求水準書	48	第2	2	(7)	エ	管理用駐車場の想定用途として、①指定管理者が運営管理において自由に使う、②市が公用車を置いて使うが考えられますが、どのように想定すればよいでしょうか。	管理者用駐車場は指定管理者が維持管理・運営において使用する想定です。
144	要求水準書	48	第2	2	(7)	エ	移動天文車、移動科学館車を備品として購入（リース不可のため）しますが、設置場所として駐車場を管理用駐車場以外に確保することでよいでしょうか。	移動天文車、移動科学館車は管理用駐車場を使用可能です。
145	要求水準書	48	第2	2	(7)	エ	思いやり駐車場及び思いやりプラスワン駐車場（計6台）の利用者からの料金徴収方法等は事業者にて提案し、市と協議のうえ決定するとあります。 まちづくり支援拠点と同様にカメラを設置し、まちづくり支援拠点の駐車場システムにネットワークで接続することが可能でしょうか。可能であれば、システム仕様などがわかる仕様を提供いただけないでしょうか。	徴収方法は、事業者提案ではなく、まちづくり支援拠点施設と同様とします。また、事業者選定後に当該システム仕様を提供します。
146	別添資料17 事前精算機等の仕様	48	第2	2	(7)	エ	まちづくり支援拠点施設周りの駐車場エリアに対して、駐車場システムのゲートを配置し、有料とすることを理解しました。その場合、要求水準書にある未来館の敷地内に設置する「思いやり駐車場」などは、無料とせず、別のシステムの徴収方法を提案するという認識で良いでしょうか？	
147	要求水準書	48	第2	2	(7)	エ	移動式プラネタリウムを備品として購入しますが、アウトリーチ事業を実施するために搬送用の車両を購入する場合、設置場所として駐車場を管理用駐車場以外に確保することでよいでしょうか。	移動式プラネタリウムは移動科学館車への積載を想定しておりますので、別途駐車場を確保する必要はありません。なお、搬送用車両を移動科学館車とは別に購入する場合も、管理用駐車場を使用可能です。
148	要求水準書	48	第2	2	(7)	エ	駐車場についてですが、(仮称)まちづくり支援拠点施設北側の平面駐車場(約200台)の利用料金体系をご教示頂けますと幸いです。	現在検討中です。なお、条例で定めた金額での運用となります。
149	要求水準書	48	第2	2	(7)	エ	荷捌駐車場及び管理用駐車場は、不要である場合は市との協議により台数を減じることも可能とすると記載がありますが、提案段階でも可能と考えて良いでしょうか？	提案審査段階で荷捌駐車場及び管理用駐車場を減じた提案をすることも可能です。
150	要求水準書	49	第2	2	(7)	エ	駐輪場について、まちづくり支援拠点では、駐輪場44台を整備予定とのことですが、台数算出の根拠資料を開示ください。	(仮称)まちづくり支援拠点施設の利用者分の50台程度を想定しておりましたが、外構計画の変更に伴い最大限配置できる台数である44台としました。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
151	要求水準書	49	第2	2	(7)	エ	本業務における植栽面積等の調整にあたり、関連する各プロジェクトのマスター工程を確認させてください。五本松公園の設計者が選定・決定される時期、およびクラゲ館の移設・着工時期等について、現時点での想定スケジュールをご提示いただけますでしょうか。	現在の想定スケジュールは次のとおりです。 2026年度(令和 8年度)4月 クラゲ館移築設計着手 7月 五本松公園設計着手 9月 (仮称)まちづくり支援拠点施設 供用開始 3月 クラゲ館移築工事着手 2027年度(令和 9年度) 中 クラゲ館移築工事、供用開始 2028年度(令和10年度) 中 五本松公園整備工事着手 2029年度(令和11年度)1月 (仮称) 子ども未来館供用開始 中 五本松公園供用開始
152	要求水準書	41	第2	2	(6)	ウ	物販・飲食スペースにおいて、「軽食や間食などを販売すること」とあるが、本施設内で調理したものの販売することも想定されているかご教示ください。	本施設内で調理したものの販売することも提案可能です。
153	要求水準書	51	第2	3	(2)	イ	「展示に入り込みやすくなるよう、一定程度閉鎖された空間利用とする」とありますが、天井・扉などを設けて部屋とする必要まではないという理解でよろしいでしょうか。	参加型の展示については、提案する展示内容に則った空間（一定程度閉鎖された空間）であれば、必ずしも天井・扉などを設ける必要はありません。
154	要求水準書	53	第2	3	(4)	(コ)	「展示物の角はR処理を施し、安全性に配慮すること」とありますが、糸面取りやC面取りは不可で、R処理が必須でしょうか。	安全性の高いR処理を基本とし、展示物のメーカー製品等により困難の場合には市と事業者との協議のうえ決定します。
155	要求水準書	53	第2	3	(4)	(コ)	「展示物の角はR処理を施し、安全性に配慮すること」とありますが、半径のご指定があればお示しください。	半径に指定はありません。
156	要求水準書	54	第2	3	(4)	(タ)	すべての展示を1冊にまとめた書籍の制作部数は、①市に納品する部数+②販売用の部数の合計でよいでしょうか。①について必要納品部数があれば教えてください。②については、提案事項でよいでしょうか。	制作部数については市への納品要否も含め、事業者選定後に市との協議により決定します。当該書籍を販売するか否かは事業者提案です。
157	要求水準書	54	第2	3	(4)	(タ)	すべての展示を1冊にまとめた書籍の販売にあたっては、自主事業の飲食物販スペースの運営事業の一環として実施することでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書	55	第2	3	(5)	(チ)	学校連携事業の学習プログラムで使用するとありますが、メインターゲットが小学校高学年～中学生であることと、学校における天文学習のカリキュラムが小4、小6、中3にあることから、小学校4年生から中学校3年生までの学年にも対応できるコンテンツ1つを制作するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、複数のコンテンツを作成する提案も可能です。
159	要求水準書	55	第2	3	(5)	(ツ)	学習プログラム以外のコンテンツの上映時には着座しない計画でも問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書	59	第2	4	(6)	ウ	パースが成果品内に記載がありません。任意面数の提出で宜しいでしょうか。もし面数の指定がある場合、最低限必要な面数についてご教示をお願いします。	設計内容に応じて事業者選定後の市と事業者の協議により決定します。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
161	要求水準書	60	第2	2	(6)	エ	(ス) 建築工事費積算内訳書は、「RIBC2」又はこれと互換性を有するシステムにより積算し、とありますが、提案者側の任意の方法でお願いできませんでしょうか？	要求水準書のとおりとします。
162	要求水準書	11 66	第1 第2	16 4	(9)	イ	施工責任者と施工担当技術者は兼務可能と考えてよろしいでしょうか。	建設業法における監理技術者と主任技術者を想定しており、兼務は不可とします。
163	要求水準書	66	第2	4	(9)	ア	既存公園施設の撤去について、本事業の建設業務前の敷地貸与時は樹木・外周フェンス・アスファルト舗装・遊具・他既存施設等の撤去は貴市の負担で完了していると考えて宜しいでしょうか。 また、存地される場合の費用負担は貴市での負担と考えて宜しいでしょうか。	既存公園施設の撤去は事業者が行うことを想定しております。
164	要求水準書	69	第2	4	(9)	エ	要求水準書のP69 エ建設業務期間中・・・ (イ) 事前調査等・着工に先たち、周辺住民との調整等を十分に行い、理解を得てから工事の円滑な進行と近隣の安全を確保することとなり・・・この場合の理解を得てとは、事業内容と事業そのものに対する理解と解釈すれば良いでしょうか、なおリスク分担表では事業内容に関する市民対応は市の分担となっております。	事業者は、事業内容ではなく、建設業務内容（工事概要、工事期間、生活への影響等）について、周辺住民からの理解を得てから工事を開始してください。
165	要求水準書	70	第2	4	(9)	エ	工事期間中、（732-7公衆用道路）使用制限等について、要求水準書P70の（ト）については、工事準備期間以外に外構工事においても使用可能と考えて宜しいでしょうか。	工事準備期間以外の外構工事等において使用も可能ですが、事前に近隣住民等への説明が必要です。
166	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	直営にてリニューアル工事を開始、（省略）直営にてリニューアル工事をする、とありますが、直営にての意味を教えてください。	五本松公園のリニューアル工事は、本事業とは別に市が発注し、実施します。
167	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	五本松公園及び福山市総合体育館公園を施工ヤードとして使用する際は設置管理許可や占有許可が必要であり、その費用は免除しないとあります。占有料に関しては、基準となる「●●円/m ² 」のような単価をお示し頂けないでしょうか。	福山市都市公園条例の別表第3の3公園を占有する場合に規定のように「工事用材料置場その他これに類するもの 6円/m ² ・日」です。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
168	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	本事業の施工完了後、施工ヤードとして使用していた範囲のリニューアル工事については1カ月程度と考えてよろしいでしょうか。	五本松公園の設計及びリニューアル工事は、2026年度(令和8年度)から開始する予定であるため、詳細な施工期間及び施工ヤードの使用可能範囲については、市及び五本松公園の設計者と協議のうえ決定してください。
169	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	五本松公園のリニューアル工事に関して、「福山市こども未来館整備と同時期に供用開始ができるよう、リニューアル工事に配慮した段階的な施工ヤード計画を提案すること」とあります。施工ヤードとして貸与可能な範囲を、「子ども未来館の敷地境界から●●メートルの位置まで」のように明確にお示しいただけますでしょうか。建築工事やブリッジ工事の仮設計画に大きく関わります。	
170	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	五本松公園を施工ヤードとして使用する範囲は事業者の提案による範囲と考えてよろしいでしょうか。	
171	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	建設工事期間中、五本松公園の一部を施工ヤードとして使用する可能な面積について制約はありますでしょうか。	
172	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	「・エフピコアリーナふくやま及び・・・配慮したヤード範囲とすること。」とありますが、エフピコアリーナ北側駐車場を施工ヤードとして借用させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	一部を施工ヤードとして使用することは可能ですが、その範囲等については市及びエフピコアリーナふくやまの管理者等と協議のうえ決定してください。
173	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	エフピコアリーナふくやま及び福山市総合体育館公園の一部を施工ヤード駐車場について、歩道橋設置工事期間中は作業ヤードとして使用可能と考えて宜しいでしょうか。また、使用可能範囲についての制約などありますでしょうか。	一般利用の安全及び既存動線等に配慮したヤード範囲を市及びエフピコアリーナふくやまの管理者等に示した後、協議のうえ決定してください。
174	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	「エフピコアリーナふくやま北側出入口の車両の出入りを阻害しないこと」とありますが、ブリッジの施工計画、一時的な出入口の阻害は必須だと思われまます。規定を緩和いただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。エフピコアリーナふくやま北側出入口の車両の出入りを阻害しないよう計画し、施工してください。
175	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	エフピコアリーナふくやま北側出入口の車両の出入りを阻害しないこと。とありますが、総合体育館公園敷地内ブリッジ・外構C施工にあたり、工事車両と一般車両を交通誘導員等で各々誘導するという理解でよろしいですか？	管理方法は事業者において提案し、市及びエフピコアリーナふくやま管理者等と協議のうえ、エフピコアリーナふくやまや総合体育館公園の利用を阻害しないように配慮してください。
176	要求水準書	71	第2	4	(9)	オ	「エフピコアリーナふくやま北側出入口の車両の出入りを阻害しないこと」とありますが、出入口の場所を工事期間中、仮設として移設することは可能でしょうか。	仮設出入口の設置は可能です。ただし、エフピコアリーナふくやま北側出入口の車両の出入りを阻害しないよう留意してください。また、市及びエフピコアリーナ管理者等と協議のうえ決定してください。
177	要求水準書	74	第3				開館準備業務のスタート期間は事業者の提案と言う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	要求水準書	74	第3				開館準備業務責任者の配置は不要という認識でよろしいでしょうか。	開業準備責任者の配置は不要です。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
179	要求水準書	79	第3	6	(2)	(ウ)	開館式典の招待者の選定は市の指示に従うこととあるが、市が招待したい方は何名程度になる見込みかご教示いただけますでしょうか。	開館式典の招待者などの詳細については、現在未定です。
180	要求水準書	79	第3	6	(2)		開館式典の招待者について現時点で市が想定されている人数をご提示ください。	
181	要求水準書	79	第3	6	(2)	(ウ)	「招待者の選定は市の指示に従うこと」と記載がありますが、何名くらいを想定されていますでしょうか。招待客の規模により費用が異なりますので、ご教示願います。	
182	要求水準書	82	第4	1	(9)	イ	維持管理業務の「日報」作成及び定期的な提出が求められておりますが、設備員を非常駐とする場合は、清掃など日々実施する業務や、作業員による現地作業、専門業者による修繕等のスポット作業を実施した場合に作成する「作業報告書」を以ってご提出する運用としてもよろしいでしょうか。 また、設備運転・監視に関する「日報」につきましては、必要に応じて中央監視設備から運転状態の記録を出力し、ご提出する運用としてもよろしいでしょうか。	作業発生時に作成する作業報告書及び中央監視設備により取得される運転状況の記録を日報として提出することで差し支えありません。なお、提出及び管理方法は要求水準書 第2章 2節 (2) サのとおり、デジタル技術やDXを導入してください。
183	要求水準書	83	第4	1	(10)	ア	「維持管理・運営段階の不可抗力により生じた損害等は、費用負担について市と事業者での協議のうえ、決定する」とございますが、募集要項別紙1リスク分担表にもある通り、不可抗力の主担当は本施設の所有者である貴市であり、かつ事業者側が事前想定できる事象ではないことから、事業者は善管注意義務において不備がある場合のみ負担を請け負うという理解でよろしいでしょうか。	指定管理協定書（案）p8 第29条 2項のとおり、不可抗力（事業者の責によらない浸水又は水害等）によって生じた損害、損失又は増加費用等が発生した場合の費用等の負担については、市と事業者による協議のうえ決定します。
184	要求水準書	85	第4	2	(1)	ア	小規模修繕に関する1件当たりの上限額は設定されていないとの理解でよいでしょうか。 維持管理・運営期間中のリスクを適切に見積もる観点から、例えば1件当たり30万円未満を事業者負担、これを超えるものは市負担又は別途協議とするなど、一定の金額基準を設けていただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。上限額は設けておりません。
185	要求水準書	88	第4	2	(2)	イ	受電設備の法定点検等に伴う全館停電について、配電先のまちづくり支援拠点施設や五本松公園の都合により、事業者が希望する日時に点検が実施できない場合、それに伴う追加費用（休日・夜間作業費等）は、貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	受電設備の法定点検等に伴う全館停電の実施に当たっては、配電先施設との調整を含め、事業者において適切に計画・実施してください。 なお、実施日時の詳細については、関係施設との調整が必要となりますが、これに伴う費用は事業者の負担とします。
186	要求水準書	95	第5	1	(3)	イ	子ども未来館利用者用駐車場とは、思いやり駐車場（屋根付き）、思いやりプラスワン駐車場を指しますか。 荷捌き駐車場は、運営管理業務の都合に合わせて利用可能ということでしょうか。	子ども未来館利用者駐車場は旧福山市体育跡地及び五本松公園内駐車場、エフピコアリーナふくやま駐車場及び本事業で整備する思いやり駐車場及び思いやりプラスワン駐車場を指します。 荷捌き駐車場は提案の管理運営業務内容に合わせて利用可能です。
187	要求水準書	95	第5	1	(3)	イ	子ども未来館利用者用駐輪場の利用可能時間の要求水準の記載が無いようですが、どのようになりますか。	事業者が提案する開館時間に応じて、子ども未来館利用者用駐輪場の利用時間の設定をしてください。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
188	要求水準書	95	第5	1	(3)	イ	セミナー室、ライブラリーエリアに関しては午後8時までを基本条件とされていますが、午後8時までのご設定なされたことの目的やご意向があればお示し下さい。	サードプレイスとしての機能や各事業実施、公共施設の開館時間等を踏まえて設定しています。
189	要求水準書	96	第5	1	(5)	イ	入館料の金額は事業者の提案事項ではないという認識で良いでしょうか。(ホール使用料は事業者提案を受けて変更する可能性があるため。)	入館料は、社会情勢や収支計画等を踏まえて、要求水準書のとおり、料金の増減も提案可能です。ただし、指定管理料は年間2.5億円を上限とします。
190	要求水準書	97	第5	1	(6)	(オ)	クラゲ館の貸出の財源確保の取り組みも提案可能とありますが、クラゲ館は五本松公園の管理下にあり、要求水準書p117には、「本事業の運営業務としてクラゲ館を使用する際の五本松公園の使用料は減免の対象となる。ただし、自主事業として使用する場合は、減免対象とはならない。」との記載があることから、指定管理者としてどのような形で貸し出すことができるのでしょうか。たとえば、本事業の運営業務として貸出業務は認められるのでしょうか。	地域連携事業の中で、企業の実証実験の場として貸出すことなどを想定しております。
191	要求水準書	97	第5	1	(6)	(オ)	事業者提案スペースの貸出の財源確保の取り組みも提案可能とありますが、事業者提案スペースとして整備した空間の一部の諸室などを、地元団体や企業などに半日あるいは1日単位で貸し出すような事業を行うことが可能ということでしょうか。可能の場合、①使用料の設定は事業者が任意に設定でよいか、②任意の自主事業として実施でよいか、③面積・時間等の按分による光熱費を負担でよいか、④常設の自主事業ではないため、別添資料18の自主事業の整備とに係る市と事業者の費用負担には該当しないことでしょうか。	事業者提案スペースを地元団体や企業などに貸し出すことは可能です。使用料の設定も提案可能ですが、事業者選定後に市と協議のうえ決定してください。また、任意の自主事業となります。自主事業に係る光熱水費は事業者の負担としますが、貸出に伴う光熱費については、使用料に含めて利用者から徴収することも提案可能です。なお、使用料に含める光熱水費の積算に当たっては、面積や時間等により合理的に算出してください。別添資料18は事業者提案スペースと物販・飲食物スペースに係る費用負担を示すため、該当となります。
192	要求水準書	97	第5	1	(6)	(オ)	事業者提案スペースやクラゲ館、設備・機材の貸出のほか、スポンサーシップ、寄附等の財源確保の取り組みについても提案可能とします。とありますが、提案書の様式集のどこに記載すればよいでしょうか。	貸出を行う諸室や機材に係る様式や運営に係る様式に適宜記載してください。なお、必要に応じて事業収支に係る様式にも記載してください。
193	要求水準書	99	第5	1	(8)	ア	館長の条件等について、未来館への出勤日数は、月1回程度と想定してよいでしょうか。報酬の設定に関わるため、上記と異なる条件等がある場合はお教えください。	館長の出勤日数については特に規定せず、事業者提案によるものとします。
194	要求水準書	99	第5	1	(8)	ア	館長の提案にあたり、現時点で事業契約前であることから具体的に2029年度の館長就任を依頼することが困難であることを踏まえ、「具体的には開館までの期間に市と協議して決定する」という提案で過不足はないでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、館長の詳細な業務内容や配置する人材の想定については提案してください。
195	要求水準書	99	第5	1	(8)	ア	館長については非常勤勤務と想定してよいでしょうか。	館長の常勤、非常勤については特に規定せず、事業者提案によるものとします。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
196	要求水準書	99	第5	1	(3)		各職種は、適宜兼務可能でしょうか。	事業統括責任者と維持管理・運営統括責任者の兼務及び各部門担当者の部門間の兼務は可能としますが、運営体制における他の兼務は不可です。
197	要求水準書	104	第5	2	(1)	ア	展示毎に展示内容を紹介するリーフレットを製作するとのことですが、1部のリーフレットに展示毎の内容が記載されている構成で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	要求水準書	104	第5	2	(1)	ア	展示学習ツールとしてワークシートや解説シート等を作成することとありますが、展示物に付随する解説パネルなどとは別にワークシートや解説シートが必要という理解でよいか。活用方法のイメージをご教示いただきたいです。また、その媒体について指定があるかご教示いただきたいです。	一日学習等で使用するための展示学習ツールとしてワークシートや解説シート等を作成してください。なお、全ての展示物に対して作成する必要はありません。その媒体については、市と協議のうえ決定します。
199	要求水準書	105	第5	2	(1)	ア	展示の更新は、6年目を目途に事業期間中に1回実施するというものでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	要求水準書	105	第5	2	(1)	ア	展示の更新費用（設計・製作業務費用）は、展示更新計画書にもとづき別途市の予算を確保するものとし、指定管理料に展示更新費用は含まれないという理解でよいでしょうか。	展示更新費用（設計・作成業務費用）は、指定管理料に含まれません。なお、その範囲や予算規模の想定は現時点ではありません。
201	要求水準書	105	第5	2	(1)	ア	「展示の更新」の範囲や予算規模のご想定はありますか。また、展示の更新に関する費用については、「維持管理・運営に係る対価」に含まず、別途計上されるものと考えてよいでしょうか。	
202	要求水準書	108	第5	2	(2)	イ	サイエンスショーについて、「ただし、平日は子ども未来館利用者数を鑑みて実施すること。」とありますが、回数の増減について柔軟性があるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	要求水準書	111	第5	2	(2)	エ	現在の中学校の運営母体として活動する場合は自主事業として業務を受託して実施することを想定すればよいか。自主事業に位置付けると制約が大きくなるため、自主事業ではなく、本事業として受託して実施することはかまわないでしょうか。	詳細については未定ですが、例えば、部活動の場として諸室を貸出ことや職員が指導役を担うこと等が想定されます。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
204	要求水準書	111	第5	2	(2)	エ	地域クラブ活動をサポートする活動として、諸室の貸し出しを行う場合、本事業において諸室の貸し出しを行っていいという運用ルールがないため、どのような基準や方法に基づき実施すればよいか教えてください。	貸出基準等については、事業者選定後に市と事業者の協議により決定するものとします。
205	要求水準書	115	第5	2	(3)	ウ	学校連携事業における展開例に記載の「実験室の貸出し」は、どのような基準、運用により実施すればよいのでしょうか。学校以外でも希望があれば貸出しできるということでしょうか。	
206	要求水準書	116	第5	2	(3)	ウ	高校生や大学生の学校のクラブ・サークル活動や科学に関する活動の支援として、科学室やセミナー室等の貸出しという記載がありますが、どのような基準、運用により実施すればよいのでしょうか。高校生や大学生の活動以外でも希望があれば貸出しできるということでしょうか。	
207	要求水準書	111	第5	2	(2)	エ	地域クラブ活動をサポートする活動として、運営スタッフが講師として参加する場合、本事業の中でアウトリーチ事業として位置づければよいのでしょうか。あるいは、その他の位置づけになりますか。	地域クラブ活動に付随する活動である場合には、クラブ活動事業として実施してください。
208	要求水準書	111	第5	2	(2)	オ	子ども未来館アワードで選ばれたアイデアの展示化についての費用は、別途計上予定の展示更新費として想定して良いのでしょうか？	本事業内に含まれています。
209	要求水準書	117	第5	2	(3)	オ	クラゲ館は利用者から入館料を徴収しますか。	クラゲ館は公園利用者も自由に利用できることを想定しており、クラゲ館のみの利用者から入館料は徴収しない予定です。 ただし、未来館の屋外フィールドとして屋外実験などを行う場合やイベント開催時などについては、参加費などを徴収する提案も可能です。
210	要求水準書	117	第5	2	(3)	オ	クラゲ館を運営する事業者はいつごろ決定しますか。また運営について勤務するスタッフは何人でしょうか。	クラゲ館の維持管理は市が行う予定です。なお、クラゲ館は未来館の屋外フィールドと位置づけているため、未来館の供用開始後の運営は事業者が行うこととします。
211	要求水準書	117	第5	2	(3)	オ	クラゲ館には展示等が置かれますか。それとも何もない広い空間でしょうか。	現在未定です。なお、クラゲ館の移築に係る設計は2026年度（令和8年度）中に行う予定です。
212	要求水準書	117	第5	2	(3)	オ	クラゲ館の不具合（雨漏り、安全性欠如など）により活用事業が実施できない場合、事業評価の減点対象からは除外されますか。	事業者の帰責によらないクラゲ館の不具合によりクラゲ館活用事業が実施できない場合には、事業評価の減点対象とはなりません。
213	要求水準書	117	第5	2	(3)	オ	クラゲ館内での事業実施に伴う光熱水費の負担区分をお示しください。	クラゲ館を本事業の運営業務として活用する場合の光熱水費は業務対価による市からの支払い、自主事業として活用する場合の光熱水費は事業者負担となります。なお、クラゲ館における光熱設備の設置は未確定です。
214	要求水準書	117	第5	2	(3)	オ	活用方法をご提案する上で、参考となるクラゲ館の図面のご支給をお願いいたします。	クラゲ館の図面等については、別添資料3をご参照ください。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
215	要求水準書	121	第5	3	(2)	イ	ホール貸出の予約受付のタイミングですが、開館初年度は1月中の開館とすると、前年の1月1日より事業者が優先予約ができ、前年の7月1日よりHP等での一般予約受付及び予約システム「ひろしま・やまぐち公共予約サービス」が利用可能とするという理解でよいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。 ただし、開館初年度は市と協議のうえ決定します。
216	要求水準書	125	第5	3	(5)	ア	「修繕業務」について、「大規模改修については含まない」として大規模修繕の具体例が示されていますが、修繕が必要となる要因や範囲は様々で判断が難しいと考えられます。展示物等保守管理業務の範囲内となるか、大規模修繕となるかは、明確な定義づけをして頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
217	要求水準書	129	第5	4	(1)	イ	自動販売機の設置・管理について、目的外使用料及び電気料金が定められているため、計量計の設置は任意と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	事業者選定基準書	6	別紙1	1	(2)		別紙1の「1.事業計画に関する事項-(2)事業実施体制」において、「2015年度(平成27年度)以降で公共施設の美術館、博物館、科学館、その他これらに類する施設で…」との記載があります。用途として、劇場ホールは「その他これらに類する施設」に含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	「その他これらに類する施設」については、美術館、博物館、科学館と同様に、展示機能等を有する公共施設を想定しています。
219	事業者選定基準書	5	第2	4	(5)		建設業務の対象は要求水準書のとおりであると記載されていますが、具体的な対象範囲をお示し願います。 (募集要項5頁記載の事業範囲のうち、「イ 建設に係る業務」、或いは募集要項40頁 記載の業務対価の改定の対象となる費用、施設整備契約書記載の建設業務等とは異なる範囲なのか?)	市内発注率の対象となる建設業務は、展示製作業務を除く施工及びその他付随する業務です。
220	事業者選定基準書	6-7	別紙1	2	(5)	②,③	②創造に関する諸室計画、③発表に関する諸室計画の「審査の視点」の項目に、常設展示室や展示に関わる視点の記載が見られませんが、常設展示室や展示に関わる内容は審査の対象に含まれないのでしょうか。	創造に関する諸室計画の「◎様々な諸室において、「創造」する工夫が提案されているか。」及び発表に関する諸室計画の「◎様々な諸室において、「発表」する工夫が提案されているか。」という審査の視点から、常設展示室や展示の「創造」、「発表」に関する工夫を評価します。
221	事業者選定基準書	8	別紙1	3	(8)		開館式典については審査の視点に記載されているが、開館記念イベントについては審査の視点の記載が見られません。開館記念イベントの内容は審査の対象に含まれないのでしょうか。	開館記念イベントについては、開館式典と同様に、内容や開催場所、目標利用者数、周知方法を審査対象とします。
222	事業者選定基準書	6	別紙1	1	(7)		建築作品の受賞年限による一律の制限により設計者の本質的な実績や能力が十分に反映されないと考えています。2015年度以降の年限を撤廃していただくことは可能でしょうか。	事業者選定基準書のとおりとします。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
223	事業者選定基準書	6	別紙1	1	(7)	別紙1の「1.事業計画に関する事項-(7)デザイン性」において、以下2つの表彰に関しては15点として頂けないでしょうか。 1) BCS賞（一般社団法人日本建設業連合会） 2) ベルサイユ賞；Prix Versailles（国際連合教育科学文化機関(UNESCO)）	事業者選定基準書のとおりとします。	
224	事業者選定基準書	6	別紙1	1	(7)	グッドデザイン賞大賞、金賞、グッドフォーカス賞と並ぶ10点の評価対象として、未来社会デザイン特別賞を追加していただけないでしょうか。	事業者選定基準書のとおりとします。	
225	事業者選定基準書	6	別紙1	1	(7)	(7)デザイン性の評価項目について確認です。本施設は子どもの学びや成長を支える公共性の高い施設であると認識しております。その観点から、海外において教育・学びの場や公共施設等を対象として実施され、公的主体により最優秀案として選定された国際設計競技の受賞実績（マークス建築賞、ヴェネチア・ビエンナーレ金獅子賞、エミレーツ ガラス・リーフ賞、王立英国建築家協会(RIBA)インターナショナル・フェローシップ賞、World Architectural Festival 賞、Wallpaper Design Awards 賞、AW architect of the year）については、日本建築学会賞（作品賞）、JIA建築賞（大賞、優秀建築賞）と同じ配点として頂きたい。 同様に、事業者選定基準書の15点の賞として明記はありませんが、同様、もしくはそれ以上に権威ある「ウッドデザイン賞（農林水産大臣賞）」、「グッドデザイン賞（未来社会デザイン特別賞）」も同じ配点として頂きたい。また受賞実績として2015年度以降の年数縛りは解除して頂きたい。	事業者選定基準書のとおりとします。	
226	事業者選定基準書	6	別紙1	1	(7)	デザイン性の審査の視点において、他にも権威ある賞が多数あるにもかかわらず加点対象となる賞が限定されていますが、加点される賞の種類を増やしていただけないでしょうか？	事業者選定基準書のとおりとします。	
227	事業者選定基準書	7	別紙1	2	(7)	「Nearly ZEB相当以上の設備が提案されているか」について、「ZEB相当の設備を導入：20点」「Nearly ZEB相当の設備を導入：10点」「その他レベルの設備を導入：0点」とありますが、Nearly ZEBを上回るもののZEB相当に至らない中間的な環境性能を確保した提案については、達成度に応じて10点超20点未満の加点評価がなされる理解でよいかをご教示ください。	事業者選定基準書のとおりとします。	
228	様式集	1	第1	3		提案書の書式等で、Microsoft Word またはExcel にて各自作成することとありますが、Microsoft PowerPointにて作成することは構わないでしょうか。	可能とします。	
229	様式集	1	第1	3		図面や図表等を除き、提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とありますが、図面や図表等の文字の大きさに制限はありますか。	図面や図表等の文字の大きさに制限はありません。	

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
230	様式集	4	第2	5			頁数はA4基準かと思いますが、A4×2枚分をA3×1枚にすることは可能でしょうか。	不可とします。
231	様式集	5	第2	7			透視図（外観/内観）は、A3判で、内観10枚以内、外観は枚数指定なしという理解でよいでしょうか。	外観（ブリッジも含む）は3枚以内とします。
232	様式集	5	第2	7			透視図について、鳥瞰1枚、内観10枚（常設展示室必須、事業者提案スペースと自主事業がわかるもの）と記載されているが、外観にも枚数指定及びその他作成条件等あればご教示ください。	
233	様式集	5	第2	7			「5-3 透視図（外観/内観）」で内観10枚以内と指定があります。外観に関しての枚数指定がありませんが、「鳥瞰図」と「子ども未来館の外観」に関する2枚以内でしょうか。	
234	様式集	5	第2	7			透視図（外観/内観）にブリッジは含みますか？ブリッジは5-2にイメージ図を記載すればよいですか。	ブリッジのイメージパースを様式5-3に追加します。
235	様式集	様式2-1					「参加表明書(様式2-1)」について、代表企業、構成企業のグループにおける役割は、応募者の参加資格要件確認書の（）書き、募集要項16P各業務を行う者の主な要件に記載の「建築設計」「工事監理」「展示設計」「ブリッジ設計」「ブリッジ工事」「建築一式工事」「電気工事」「管工事」「展示製作」「運営」「維持管理」の記載でよろしいでしょうか。	募集要項のとおり「建築設計を行う者」等で記載してください。なお、複数者で同一業務を担う場合は、No.21、22のとおり、代表者や詳細な役割分担についても記載してください。
236	様式集	様式2-1					「参加表明書(様式2-1)」について、代表企業、構成企業が複数の役割を担う場合は、グループにおける役割欄に複数の役割を明記し、1社が記名捺印するでよろしいでしょうか。	企業ごとに役割等を記載し、記名捺印してください。1者が複数業務を担当する場合は、「グループにおける役割」欄に担当する全ての業務を記載してください。
237	様式集	様式2-1					2-1参加表明 参加表明書は、企業毎に作成させていただいても宜しいでしょうか。仮に代表企業及び構成企業が10社であれば様式2-1は10枚になります。	1グループにつき参加表明書は1枚（構成企業が3団体を超える場合は2枚以上）提出してください。
238	様式集	様式2-1 2-2					「実印」との記載ですが、競争入札参加資格申請時において委任を受けている各支店の代表者印による押印の場合でも可として頂きたい、お願いいたします。	様式集の押印は全て実印の押印してください。 また、提出日の3か月前の日以降に発行された印鑑証明（原本）も添付してください。
239	様式集	様式2-1 2-2					企業数が多数で所在地も点在しているため、各社1頁毎による提出・押印に関しても可として頂きたい、お願いいたします。	1グループにつき参加表明書及び委任状は1枚（構成企業が3団体を超える場合は2枚以上）提出してください。
240	様式集	様式2-1 2-2					「参加表明書(様式2-1)」「委任状(様式2-2)」について、本事業は多岐に亘る構成企業が参画し、また実印を求められているため、押印を集約した書類では参加申込が間に合わない可能性が高いと考えます。構成企業毎にページを分けての押印を可として頂きたい。	
241	様式集	様式2-1 2-2					「参加表明書(様式2-1)」「委任状(様式2-2)」に記載する「グループ名」に禁止語句等の指定はありますか。	禁止語句等の指定はありません。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
242	様式集	様式 2-1 2-2					全ての構成企業は記名捺印が必要で、協力企業は必要ないでよろしいでしょうか。	全ての構成企業、ブリッジ設計を行う者（協力企業とする場合）及びブリッジ工事を行う者（協力企業とする場合）は様式集 第2章 4節「参加表明書及び参加資格確認申請書」のとおり、各書類の提出が必要ですが、その他の協力企業は不要です。
243	様式集	様式2-4 ～ 2-15					全ての構成企業は「応募者の資格要件確認書」の作成と捺印が必要で、協力企業は作成不要でよろしいでしょうか。	
244	様式集	様式 2-2					2-2委任状 参加表明書は、企業毎に作成させていただいても宜しいでしょうか。 仮に代表企業及び構成企業が10社であれば様式2-1は10枚になります。	1グループにつき委任状は1枚（構成企業が3団体を超える場合は2枚以上）提出してください。
245	様式集	様式 2-4 2-5					下欄の実績記載欄に「コリンズ登録番号」や注釈部に「※実績を示すコリンズ登録番号がない又は、コリンズ登録番号だけでは実績が確認できない場合には、…」とありますが、コリンズをテクリスと読み替えて宜しいでしょうか。（コリンズは工事情報実績であり、専門の設計事務所の場合、コリンズ登録実績はございません）	可能とします。 また、様式集は修正したものを市HPで公開しております。
246	様式集	様式 2-7					コリンズ登録番号はテクリス登録番号に読み替えることは可能ですか。 設計業務委託実績は、テクリス番号で管理しております。	
247	様式集	様式 2-4					「2015年度（平成27年度）以降の建築設計の受賞歴」を記載する箇所がございますが、参加資格要件のいずれにも該当せず、事業者選定基準の評価にのみ該当すると解釈してよろしいでしょうか。	建築設計の受賞歴の有無は参加資格審査には影響せず、事業者選定基準の評価の加点要素となります。
248	様式集	様式 2-4					「2015年度（平成27年度）以降の建築設計の受賞歴」が参加資格要件となる場合は、設計共同体での参画であれば代表企業に受賞歴があれば参加資格要件を満たすと解釈してよろしいでしょうか。	
249	様式集	様式 2-4					「2015年度（平成27年度）以降の建築設計の受賞歴」が事業者選定基準上の配点がありますが、設計共同体での参画であれば共同体各社に受賞歴があると配点が高くなると解釈してよろしいでしょうか。	応募する複数者で受賞歴がある場合には、最も配点が高い賞を評価対象とします。
250	様式集	様式 2-7					竣工年は、設計完了年月を記することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式2-4～2-7の竣工年は設計完了年に読み替えてください。
251	様式集	様式 2-8 2-9					建築工事一式とブリッジ工事を同一企業が行う場合、配置予定者がそれぞれの資格要件を満たしていれば同一の者でも可として頂きたい。	可能とします。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
252	様式集	様式 2-8 ～ 2-12					【応募者の資格要件確認書】配置予定者は変更の有無に関わらず…とありますので、参加資格要件確認書に記載の配置予定者を着工までに変更する事は可能と考えてよろしいでしょうか。	提案書段階での技術者と工事着手段階での技術者は市との協議により変更可能とします。
253	様式集	様式 2-9					「配置予定者の技術者要件」で申請時は、1名でよろしいでしょうか。また、実際の着手時に変更届を提出すれば変更できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
254	様式集	様式 2-9					配置予定技術者の雇用を証明する資料（在籍証明書等）を添付とありますが、在籍証明書等は、任意様式でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	様式集	様式 2-9					配置予定者の技術者要件の雇用関係を証明する書類では年数が記載されていないため、勤続年数が証明できません。そのため、独自様式で採用年月日と入札公告後の証明年月日を記載した「在職証明書」を作成して証明としてよろしいでしょうか。また、押印は2025～2026年度入札参加申請書で提出している「使用印鑑届」の印鑑でよろしいでしょうか、それとも実印でしょうか。	在籍証明書を作成することも可能とします。なお、実印を押印する様式の添付書類となるため、在籍証明書については印鑑の指定はありません。
256	様式集	様式 2-10					直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類は、所属会社名の記載のある監理技術者資格者証、もしくは雇用保険被保険者資格取得等確認通知書でよろしいでしょうか。	所属会社及び所属会社の勤続年数が確認できる資料を提出してください。監理技術者資格者証は所属会社の勤続年数の確認ができないため不可としますが、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書は所属会社及び所属会社の勤続年数が確認できるものであれば可とします。なお、該当資料がない場合には、会社として直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する旨の資料を作成・押印し、添付することも可能とします。
257	様式集	様式 2-9					福山市建設工事参加資格名簿登録番号とありますが、福山市「建設工事入札参加資格認定通知書」には番号が書かれていません。空白未記入でよろしいでしょうか。また、設計、設備工事業者の欄も当該項目は同様と考えてよろしいでしょうか。	福山市建設工事参加資格名簿登録番号は不要です。また、様式集は修正したものを市HPで公開しております。
258	様式集	様式 2-10					福山市建設工事参加資格名簿登録番号が、入札参加認定通知書に記載がない。資格要件確認書へは記載不要で良いか。	
259	様式集	様式 2-14					製作した展示物の維持管理を担う予定ですが、建築物環境衛生管理技術者の資格を有する要件を満たすことができません。展示物の維持管理のみを行う場合でも同資格が必要でしょうか。もし不要の場合は、技術者要件の欄は記載なしの形で資格要件確認書を提出して差し支えありませんか。	展示物等保守管理業務は維持管理業務ではなく運営業務に該当しますので、運営を行う者の参加資格要件を満たしていれば参加可能です。参加資格審査では様式2-13を提出してください。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
260	様式集	様式 2-16					共通の付属資料として記載の通り、法人事業税の納税証明書等も必要でしょうか。その場合、広島県に対するもののみでよろしいでしょうか。	様式2-16No.2及びNo.3について、 市税（福山市）：完納証明書 法人税、消費税・地方消費税：納税証明書その3の3 法人事業税（広島県）：納税証明書（県税、特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がないこと） なお、いずれも提出日の3か月前の日以降に発行されたものに限りません。
261	様式集	様式 2-16					参加資格審査の付属資料は原本・写しの指定がありますでしょうか	原本を提出してください。
262	様式集	様式 2-16					参加資格審査の付属資料の現在事項全部証明書の交付日の指定はありますか	募集要項公表日以降に交付されたものを提出してください。
263	様式集	様式 2-16					参加資格審査の付属資料の事務所の登録を受けていることを証明する資料の交付日の指定はありますか	募集要項公表日以降に交付されたものを提出してください。
264	様式集	様式 2-16					財務諸表の直近3年間の財務諸表が提出できない場合、その旨がわかるよう明記し、とありますが、その旨を簡潔に記入した紙面と一緒に綴じてあれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	様式集	様式 2-16					2-16共通事項 納税証明書等は写して問題ないでしょうか。	原本を提出してください。
266	様式集	提案書 表紙					A4縦片面とし、とありますが提案書はA4で片面印刷ということでしょうか。 Excelシートを用いる様式については、横長の表形式のものがありますが、A4縦の用紙に横向きに印刷すればよいでしょうか。あるいは、A3横で印刷しA4縦のフォーマットに折り込むことでもよいでしょうか。	様式集（Excel）のうちA3横の印刷設定であるものはA3横Z折りでファイルに綴じてください。
267	様式集	様式 4-26 ～ 4-35				共通	それぞれ用紙サイズ、枚数指定があればお教えください。	印刷設定のページサイズに合わせて作成してください。枚数指定はありませんが、合理的な範囲の枚数で作成してください。
268	様式集	様式 4-19					左上のタイトルが自主事業となっておりますが、運営の誤植でしょうか。記載事項からも本来事業の中でクラゲ館をいかに活用するか問われているように認識しました。	ご理解のとおりです。
269	様式集	様式 4-29					長期収支計画表の項目で、営業収入、営業支出、営業損益、営業外収入、営業外費用は本事業の運営管理を行う指定管理者として計画が可能です。法人税等は、法人税率をかけて理論上の値を記入することでもよいでしょうか。	様式4-29のとおり、SPCを設立しない場合には、長期収支表のF、G、Hの項目の記入は不要です。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
270	様式集	様式 4-32					常勤とは週5日の勤務(週休2日)、非常勤とは週1日～週4日の勤務または不規則の勤務という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。非常勤とする場合は想定する週又は月の勤務日数を記載してください。
271	様式集	様式 4-32					人件費欄は、様式4-27と整合するように年間の人件費で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	様式集	様式 4-32					確保済み人数の定義をお教えてください。事業者選定前に確保済みの人員は多くはないのではと考えます。	提案書の提出時点で確定している人員があればご記載ください。
273	基本協定書(案)	2	第2条		2	(25)	2025年(令和7年)3月27日は2026年(令和8年)3月30日と読み替えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	基本協定書(案)	3	第5条		1		設計・整備期間及び引渡し予定日は、11月30日までではなく、12月31日まででしょうか。	要求水準書p5 第1章 8節のとおり、設計・建設期間は施設整備契約締結から2029年(令和11年)12月末までとします。
275	要求水準書 基本協定書(案)	5 3	第1 第5条	8			事業期間の設計・建設期間(各種調査及び開業準備を含む)は、事業契約締結～2029年(令和11年)12月末となっていますが、基本協定書(案) 第5条では、2029年(令和11年)11月30日となっています。基本協定書(案)の誤記と考えてよろしいですか。	
276	基本協定書(案)	3	第5条		1		本施設の設計・整備期間は2029年11月30日までとありますが、募集要項の第2事業概要の1の(6) 事業期間の設計・建設期間の2029年12月末と考えてよろしいでしょうか。	
277	基本協定書(案)	3	第5条		1		2029年(令和11年)11月30日(2か所)は2029年(令和11年)12月31日と読み替えて良いでしょうか。	
278	基本協定書(案)	3	第5条		2		開業準備期間は2030年(令和12年)1月●日まで、ではないでしょうか。	事業者提案のため詳細は記載しておりません。
279	基本協定書(案)	3	第5条		3		維持管理・運営期間は2030年(令和12年)1月●日から、ではないでしょうか。	
280	基本協定書(案)	4	第7条		1	(7)	開業準備業務は、「指定管理協定に基づき」行うとされていますが、「指定管理協定書(案)」第36条1項では、「指定管理業務の範囲外の業務」とされています。当該業務に関する指定管理業務の保険適用や、責任分担(損害賠償及び不可抗力)の考え方について、ご教示いただけますでしょうか。	要求水準書p73 第2章 4節(12)のとおり、子ども未来館内で開業準備業務を実施する場合には、施設所有者賠償責任保険に加入してください。開業準備期間に発生する責任分担は指定管理協定書(案)に基づきます。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
281	基本協定書（案）	5	第11条		1		「受注者は、発注者が求めた場合速やかに、会社法上作成が要求される計算書類及びその附属明細書の写しを発注者に提出しなければならない」との記載がありますが、受注者を構成する代表企業及び構成企業に関する計算書類を提出するという理解でよろしいでしょうか。 また計算書類とは具体的にどのような書類を想定されているかご教示願います。	基本協定書の締結者になる代表企業及び構成企業が対象です。計算書類として貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表等を想定しております。
282	基本協定書（案）	8	第22条		1		弊社は案件説明のため、自己の親会社に市から開示された秘密情報を開示する必要があります。本条に親会社には開示できる旨追記することは可能か。 不可の場合は、親会社に秘密情報の開示をすることを承諾いただきたい。	親会社及び子会社は、本事業契約の当事者でない限り第三者に該当しません。 ただし、本事業の遂行に必要な範囲で、会社法上の親会社又は子会社に対して、当該当事者と同等以上の秘密保持義務を負わせることを条件に開示できるものとします。
283	基本協定書（案）	9	第23条		3		本条の変更は発注者都合となるため、受注者に生じた相当因果関係の範囲内での損害を賠償していただく必要がある。そのため、本条は「受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償する」と修正を希望する。	基本協定書（案）のとおりとします。
284	基本協定書（案） 施設整備契約書（案）	2 1	第2条 第1条		2 6	(17)	基本協定書の第2条に目的及び定義において「代表企業」は（17）に定義されておりますが、施設整備契約書(案)の第1条6に「代表構成員」が記載されております。 「代表構成員」の定義をお示しください。	施設整備契約書（案）における代表構成員とは、施設整備契約書を締結する建築設計業務、ブリッジ設計業務、展示設計業務、建設業務、展示製作業務、工事監理業務及び備品の調達・設置並びにこれらに付随関連する業務を担う企業で構成される共同企業体を代表する企業です。
285	施設整備契約書（案）	1	第1条				第1条の構成企業は、基本協定書に記載の構成員を列記することによりますか。	基本協定書に記載する代表企業及び構成企業を記載ください。
286	施設整備契約書（案）	1	第1条		2		受注者の共同企業体名は、第1条2の「・・・により構成される●●グループ」を指すのでしょうか。又は、すべての構成企業を列記する必要がありますか。 全ての企業を列記すると企業体名は非常に長くなります。 具体例をお示し願います。	共同企業体名及び記載する構成企業はご理解のとおりです。共同企業体名については、複数者による応募の場合には長くなりますが、各企業名を列記していただくことを想定しています。
287	施設整備契約書（案）	1	第1条		2		受注者を記載する際は、建築、電気、管工事は、共同企業体となっておりますが企業体名を記載するのでしょうか。 また、それぞれの各企業体名に付加するものはありますか。 例) ●●・▲▲建築工事共同企業体 ■■・◎◎電気工事共同企業体 など。	受注者の記載は、No.286のとおりです。 各共同企業体名に付加する名称にルールはありません。
288	施設整備契約書（案）	34	第1条		4		特約条項記載の発注者内訳書が作成されるのは、施設整備契約締結後という認識で良いか。その場合、施設整備契約で確定した代金総額より低くなる可能性があるという認識で良いか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
289	施設整備契約書 (案)	34	第2条				展示製作業務における積算内訳書は営繕積算システム「RIBC2」又はこれと互換性を有するシステムでの積算ができない場合、これらを利用しなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	施設整備契約書 (案)	4	第6条		4		二次下請の金額を含むものとするがありますが、元請と二次以降は直接契約ではないため、金額の把握が難しい場合はどのような確認方法を行えばよいでしょうか。	契約書の写し等の金額のわかる書類により確認してください。
291	施設整備契約書 (案)	9	第15条		4		契約不適合（隠れた瑕疵）と記載しているが、瑕疵は、現行民法のもとでは当事者の合意した契約の内容に適合しているかが問題とされている。そのため「隠れた」という文言で表現することの意図を確認したい。	本条項における「隠れた」との記載は、第2項の受入検査により直ちに発見できる不適合ではなく、引渡し後に判明した発見困難な不適合を区別している趣旨です。
292	施設整備契約書 (案)	10	第16条		6		「発注者は、受注者に対し・・・契約不適合責任を負担しない。」とありますが、契約不適合とは具体的にどのような事象をお考えですか。また、その責任は誰が負うのでしょうか。	工事用地における契約不適合責任とは、例えば地中埋設物で、その責任分担は施設整備契約書（案）p10 第16条 第6項及び第7項のとおりです。
293	施設整備契約書 (案)	10	第16条		7		「工程表の修正等に応じるものとする」との文言は、工期延長した上で工程表を修正するという認識で良いか。	ご理解のとおりです。
294	施設整備契約書 (案)	12	第19条		5		追加変更工事が発生した場合、請負代金の増額の際は、変更時の時価でよろしいでしょうか。	請負代金の増額金額は、その内容に応じて、市との協議により決定します。
295	施設整備契約書 (案)	13	第24条				改正建設業法に対応した改正公共工事標準請負契約約款第24条第3のように十分な協議及び不利益取り扱いしない旨の文言の追記を希望する。	施設整備契約の締結時に追記します。
296	施設整備契約書 (案)	14	第26条		2		条文の下段で「ただし、特別な要因に・・・変更を請求できないものとする。」とありますが、2025年12月に建設業法が改正されまして、請求は可能であると認識しております。見解をお示し願います。	算定根拠のばらつきを抑制する観点から、請求は全体スライドのみ可能としております。ただし、今後の社会情勢等を鑑み、必要に応じて契約協議で検討します。
297	施設整備契約書 (案)	14	第26条		2		同種の契約では、主要な工事材料価格の変動、予期できない急激なインフレーション・デフレーションについても委託料変更の対象とし、協議により調整する枠組みが設けられています。昨今の物価変動は予測困難であることから、本契約においても上記を変更請求の対象となるよう修正頂けますでしょうか。	算定根拠のばらつきを抑制する観点から、請求は全体スライドのみ可能としております。ただし、今後の社会情勢等を鑑み、必要に応じて契約協議で検討します。
298	施設整備契約書 (案)	14	第26条		2		同種の契約では、主要な工事材料価格の著しい変動、予期できない急激なインフレーション・デフレーションについても委託料変更の対象とし、協議により調整する枠組みが設けられています。昨今の物価変動は予測が困難であることから、本契約においても上記を変更請求の対象となるよう修正頂きたい。	

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
299	施設整備契約書 (案)	14	第26条		2	公共工事標準請負契約約款をベースにしていると見受けられるが、2025年12月改正後の内容に対応していない箇所が多々見られる。例えば、改正後約款第3条の2のような適正な労務費の確保に関する規程や、第26条第5項、6項のように急激なインフレ、デフレがあった場合に、協議する旨の規程がない。改正建設業法に違反しないために、改正後の公共工事標準請負契約約款に沿った内容に修正をする予定はあるか。	算定根拠のばらつきを抑制する観点から、請求は全体スライドのみ可能としております。ただし、今後の社会情勢等を鑑み、必要に応じて契約協議で検討します。	
300	施設整備契約書 (案)	14	第26条		2	急激なインフレ、デフレの際に、協議すら認めない本規定は改正建設業法に応じて改正された公共工事標準請負契約約款第26条5項、6項、9項とは異なる規程となっている。本条は改正建設業法に沿うように、改正公共工事標準請負契約約款と同様の文言に修正されるという理解で良いか。		
301	施設整備契約書 (案)	14	第26条		2	工事契約締結後、工期内に日本国内において急激なインフレーションやデフレーションに起因する場合には、本件整備事業委託料の変更を請求できないものとするがありますが、国土交通省のスライド条項運用マニュアルに準じるなど、適切に協議・対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。		
302	施設整備契約書 (案)	14	第26条		2	「ただし、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じることにより、及び予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションに起因する場合には、本件整備事業委託料の変更を請求できないものとする」とありますが、国が制定している公共工事請負契約書第26条で定めている「全体スライド条項」だけでなく「単品スライド条項」や「インフレスライド条項」に基づく協議についても可能とすることが、発注者と事業者との公平な請負契約です。上記の工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションに起因する場合には、本件整備事業委託料の変更を請求できないものではなく、請求できるものとして変更頂けますでしょうか。		

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
303	施設整備契約書 (案)	14	第26条		2	ただし、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じることによる場合、及び予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションに起因する場合については、本件整備事業委託料の変更を請求できないものとするがありますが、国が制定している公共工事請負契約書第26条で定めている「全体スライド条項」だけでなく「単品スライド条項」や「インフレスライド条項」に基づく協議についても可能とすることが、発注者と事業者との公平な請負契約です。上記の工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションに起因する場合については、本件整備事業委託料の変更を請求できないものではなく、請求できるものとして頂きたい。	算定根拠のばらつきを抑制する観点から、請求は全体スライドのみ可能としております。ただし、今後の社会情勢等を鑑み、必要に応じて契約協議で検討します。	
304	施設整備契約書 (案)	14	第26条		2	単品スライド、インフレスライドについて、請求できないこととなっております。今後も物価上昇が想定されるため、福山市建設工事請負契約約款と同様単品スライド、インフレスライドを認めていただけないでしょうか。		
305	施設整備契約書 (案)	14	第26条		2	単品スライド、インフレスライドについて、福山市建設工事請負契約約款の内容と異なり、請求できない旨の記載がありますが、福山市建設工事請負契約約款同様に単品スライド、インフレスライドの適用を認めていただけないでしょうか？認められない場合はその意図をお示し願います。		
306	施設整備契約書 (案)	14	第26条		3	履行期間内で再度の委託料変更請求を行う際について、別紙1記載の「A」「B」「B'」とは何を指すと考えればよいでしょうか？また、請求期限の設定は設けるのでしょうか？	別紙1記載の「A」「B」「B'」の内容については、施設整備契約書(案) p39 別紙1をご確認ください。 また、履行期間内における再度の委託料変更請求の可否及び請求時期については、施設整備契約書(案) 第26条をご確認ください。	
307	施設整備契約書 (案)	15	第30条			通常避けることのできない事由により第三者に損害を及ぼした場合、発注者が必要かつ合理的な範囲でその損害を負担するとき、同様に工期延長も認めて頂けるという認識でよろしいでしょうか。	施設整備契約書(案) p13 第22条のとおり、事業者は履行期間内に本件整備業務を完了することができない時は、その理由を明示した書面により、市に履行期間の延長変更を請求し、市は必要があると求める場合には、履行期間を延長します。	
308	施設整備契約書 (案)	16	第31条			一般的損害のうち「発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、工期延長も認めて頂けるという認識でよろしいでしょうか。		
309	施設整備契約書 (案)	24	第45		2	発注者は工事中止に伴い受注者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担しなければならないとありますが工期延長も認めて頂けるという認識でよろしいでしょうか。		

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
310	施設整備契約書 (案)	表紙	支払条件				部分払いの申請、完成払いも前項の代表者が行うと考えてよろしいでしょうか。 それとも、施工のJVごとに行うのでしょうか。	施設整備契約書(案) p1 第1条第6項のとおり、代表構成員を通じて行ってください。
311	施設整備契約書 (案)	39	別紙1	1			対象となる費用について、什器備品の調達、設置費用も物価上昇・人件費の高騰の影響を大きく受けることとなります。変動の対象としていただきますようお願いいたします。	募集要項のとおりとします。
312	指定管理協定書 (案)	7	第5	第22条	3		プロフィットシェアリングの詳細は協議とのことですが、年度末に収入の決算を行うタイミングで、プロフィットシェアリングによる指定管理者から市へのシェア金額を確定させるということでしょうか。 あるいは前年度のシェア金額を翌年度の収入で差し引くということでしょうか。	プロフィットシェアリングについては、指定管理協定書(案) p17 別記5に基づき、各期の当期運営収入実績と提案時の予定当期運営収入を比較の上、各年度の事業報告等を踏まえて当該年度分の金額を確定する想定です。なお、当期運営収入が予定当期運営収入を3%以上下回った場合には、同別記5の定めに従い、当該下回った金額を当期を含め3期以内において増加収入から控除して算定することができます。
313	指定管理協定書 (案)	9	第7	第32条			原状回復には、要求水準書 第1 12事業期間終了時の要求水準 (P.10) にある「内外装その他機材で、経年的な劣化が生じる材料・機材については、維持管理・運営業務の要求水準に適合した適正な維持管理及び運営が行われ、かつ適正な機能が確保された状態を維持していればよいものとする。」が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
314	指定管理協定書 (案)	11	第9	第36条	3		開業準備業務に関する対価は以下の理解でよいでしょうか。 ・提案金額は、募集要項p12に示される通り、建築設計・建設に係る対価に含まれている。(設計建設にかかる提案金額と、開館準備の提案金額の合計が、示されている上限金額を超えない) ・開館準備の対価は指定管理者に対して指定管理料とは別の契約に基づき支払われる。(施設整備契約において支払う。支払方法等の詳細は協議の上定める。とありますが、施設整備契約の当事者に指定管理者(開館準備業務担当者)は含まれていないと考えられます。)	提案金額については、ご理解のとおりです。 支払い方法の詳細は、市と事業者の協議により決定します。
315	別添資料3	2					クラゲ館の建設場所について、添付資料3では子ども未来館敷地境界線を起点に30メートル離れた位置という理解でよろしいでしょうか。(※別添資料1参照)	別添資料3のとおり、クラゲ館は子ども未来館の建物から約30m離れた位置に配置する予定です。
316	別添資料3	2					工事前仮囲いは(仮称)子ども未来館の外壁面から約30m位置で、(仮称)まちづくり支援拠点施設付近までの直線と理解してよろしいですか?(未来館と支援拠点施設を繋ぐブリッジ工事がある為)	子ども未来館の位置は想定であり、事業者提案によるものとなりますので、仮囲いの位置を含め提案してください。
317	別添資料4						道路上空ブリッジ下の道路について道路管理者は広島県または福山市どちらでしょうか。	一般県道380号水呑手城線の道路管理者は福山市です。

No.	書類名	頁	当該箇所				質問	回答
			章	節	項	号		
318	別添資料4						事業対象地は、確認申請上の敷地と同等と考えて良いでしょうか？ 質疑の意図としては、日影規制の境界線となるのかどうか、また建ぺい率や容積率の算定に利用する敷地面積となるかどうかの確認	事業対象地は本事業の実施範囲を示すものであり、確認申請上の敷地と同一となるものではありません。日影規制の基準となる境界線並びに建ぺい率及び容積率の算定に用いる敷地面積については、提案される施設計画、特にブリッジの構造・接続形態及び適用法令に依りて、関係法令及び特定行政庁との協議により整理してください。
319	別添資料8	E-03					FEP80×2配管突出しとなっていますが、E-025のピット図ではFEP80×1の予備となっています。どちらを正とすれば宜しいかご教示ください。	どちらの図面も正しいです。E-025のピット図では既にまちづくり支援拠点施設の高压ケーブルが敷設されているため、FEP80×1（予備）となっています。将来的には未来館からの高压分岐のケーブルがFEP80×2のうち1本を利用し、まちづくり支援拠点施設の既設引込柱の直近のハンドホールから先はFEP80の予備配管を利用して、まちづくり支援拠点施設キュービクルまで敷設して、その後まちづくり支援拠点施設の既設引込柱～キュービクル間の高压ケーブルは撤去して、同ケーブルが敷設されていた配管は予備とする想定です。
320	別添資料8	E-72					駐車システム用としてFEP30×2配管突出しとなっていますが、別添資料9ではFEP50の配管に繋ぎこみとなっています。どちらを正とすれば宜しいかご教示ください。	どちらの図面も正しいです。そのため計3本の埋設配管があります。資料9のFEP50については、事前精算機用配線の配管を想定しています。またE-72図面のFEP30×2については、出庫警報灯及び満空表示用配線の配管を予定しています。なお、要求水準書に記載のとおり、敷地への進入路に関して、周囲の交通等への影響を考慮するとともに、必要な機器を設置するなどの提案を行ってください。

以上